

第一百九十四回国会

総

委

員

会

議

第

十

一

平成十八年四月五日(火曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 遠山 清彦君

理事 石崎 徹君 理事 坂本 哲志君 理事 原田 憲治君 理事 高井 崇志君 理事 川崎 二郎君 古賀 篤君 新谷 正義君 鈴木 憲和君 中村 裕之君 長坂 康正君 橋本 岳君 宮川 典子君 宗清 皇一君 山口 泰明君 逢坂 誠二君 武正 公一君 渡辺 周君 梅村さえこ君 足立 康史君

菅家 一郎君 橘慶一郎君 奥野總一郎君 敬悟君 道孝君 英男君 金子万寿夫君 史明君 佳和君 義孝君 裕明君 泰秀君 西銘恒三郎君 古田 圭一君 典子君 俊介君 俊一君 優也君 昭一君 俊介君 俊一君 延暁君 佐々木勝実君 福井 勝人君 粉井 勝人君 西藤 公司君 西藤 公司君

同日 辞任 池田 佳隆君 古田 圭一君 同日 辞任 池田 佳隆君 長坂 康正君 中山 泰秀君

補欠選任 田畠 裕明君 金子万寿夫君 金子めぐみ君

市議会(第一六〇二号)

市議会(第一六〇三号)

市議会(第一六〇四号)

地方財源の拡充に関する意見書(東京都八王子市議会)

地方税財源の拡充に関する意見書(東京都青梅市議会)

地方税財源の拡充に関する意見書(東京都国分寺市議会)

(第一六一五号) マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(北海道仁木町議会)(第一六一六号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(北海道奈井江町議会)(第一六一七号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(北海道新ひだか町議会)(第一六一八号)

マイナンバー(社会保障・税番号)制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(水戸市議会)(第一六一九号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(千葉県松戸市議会)(第一六二〇号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(東京都町田市議会)(第一六二一号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等負担軽減を求める意見書(石川県議会)(第一六二二号)

マイナンバー制度に係る各市町村の財政負担の軽減を求める意見書(金沢市議会)(第一六二三号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(石川県白山市議会)(第一六二四号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(岐阜県中津川市議会)(第一六二五号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(三重県松阪市議会)(第一六二七号)

マイナンバー制度の円滑な導入・運営に係る財源確保等、地方公共団体の負担軽減を求める意

見書(大津市議会)(第一六二八号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(大阪府東大阪市議会)(第一六二九号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(兵庫県淡路市議会)(第一六三〇号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(福岡県大牟田市議会)(第一六三一号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六三二号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六三三号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六三四号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六三五号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六三六号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六三七号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六三八号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六三九号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六四〇号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六四一号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六四二号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六四三号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六四四号)

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(長崎県議会)(第一六四五号)

○遠山委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各自調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、まち・ひと・しごと創生本部事務局次長新井毅君、個人情報保護委員官稲山博司君、大臣官房地域力創造審議官原田淳志君、行政管理局長上村進君、自治行政局長渕上俊則君、自治財政局長安田充君、自治税務局長青木信之君、情報流通行政局長今林顯一君、消防庁次長西藤公司君及び防衛省人事教育局長深山延暁君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

は本委員会に参考送付された。

そのように決しました。

○遠山委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○遠山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。原田憲治君。

○原田(憲)委員 おはようございます。自由民主

党の原田憲治でございます。

きょうは一般質疑の時間をいただきまして、私がかつて活動させていただいておりました消防団、特に消防について質問させていただきたいと思います。

○遠山委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○遠山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。原田憲治君。

○原田(憲)委員 おはようございます。自由民主

党の原田憲治でございます。

きょうは一般質疑の時間をいただきまして、私がかつて活動させていただいておりました消防団、特に消防について質問させていただきたいと思います。

○遠山委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○遠山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。原田憲治君。

○原田(憲)委員 おはようございます。自由民主

党の原田憲治でございます。

きょうは一般質疑の時間をいただきまして、私がかつて活動させていただいておりました消防団、特に消防について質問させていただきたいと思います。

○遠山委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○遠山委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

うよつた取り組みもしていたいたところもありましたし、各国との友好都市提携、あるいは、国と友好連盟というのでしょうか友好協会等を通じて、消防自動車を輸出させてもらつたこともあります。そこで、私が、自民党の中でありますけれども、いろいろなことも伺つております。
消防議員連盟というのがありますして、その中で、積極的にそれをやつていこうと。何とか、各自治体で、まだまだ活用できる消防車をネットオークションにかけて、かけた先が消防車として利用していくだければいいんですけど、どうも話を聞いておりますと、車は車としてのパートで輸出する、あるいはポンプとして輸出するでしょうか、国内に売りさばくんでしようか、そういうふうな話をされておるということです。
これ何とか消防車の形で使用していただける方法がないだろうかということで話をさせていただいておりましたら、日本消防協会でその取り組みをもう既にしていただいておるということであつて、ゼひそれを応援しようということで話を始めましたら、外交協会、外務省の外郭ではありませんけれども、関連団体と言つていいくんでしょうね、そちらでもそのような使用をされておるということです。それぞの団体で今まで行つてこられたことですが、何とか一本化できないだろうかという話をしたんですが、なかなかかその辺は難しいことの結論を得ました。
そこで、日本消防協会が行つておられる海外への消防自動車の輸出というんでしようか、そのようなことをサポートしていただける方法がないか。我々は一生懸命応援をするんですが、外務省のODAをこの運動に活用することができないかということを提言させていただきまして、今その活用をされておるようでありますので、その点につきまして、外務省の方からお聞かせをいただけたらと思います。よろしくお願ひします。
○木原副大臣 お答え申し上げます。
原田委員には、かつての消防団の経験もあり、使用していただるために供出をしていただくとい

る大変深い御理解とそして思いの中から今御質問いただいたたというふうに思います。

まず、途上国への中古の消防車両の供与というものは、政策的には、途上国における不足している消防能力、体制の向上に貢献をする、他方で、我が国からの目に見える支援としても高く評価されており、こういうことでございまして、外務省としても、これまで積極的に取り組んできましたところです。

そうした中で、今まさに委員から御指摘いただいたように、委員御自身もメンバーとして活動されており、自民党的消防議員連盟から、中古消防車の海外における有効活用の促進ということについて貴重な提言を平成二十六年にいただいております。

従来、私ども、ODAは、供与する際の輸送費また整備費等に活用させていただきたわけでありますが、御提言も踏まえまして、それ以降、中古消防車両の装備品に係る費用、あるいは車両の使用に係る技術支援の費用も含めるといったよう対応をしていただきました。

結果として、平成二十六年度を見ていただきまと、ODAによる支援実績一四年、その前年と比べまして、十四件、二倍にふえているというところでございまして、私どもいたしましては、いただいた御提言も踏まえながら、さらに積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○原田(憲)委員 木原副大臣、ありがとうございます。消防協会は、昭和五十九年から、アジア、アフリカ、中南米を中心としまして四十三カ国に対し、今まで一千三百三十六台の消防車両を寄贈しております。最近になりまして、今副大臣から御答弁いただきましたように、ODAも活用させていただくことであります。このたびは、平成二十八年八月末にケニア国ナイロビで開催されるアフリカ開発会議、TICADの際、日の丸つきの消防車として御披露していただける

というようなことにならうかと思つております。ケニアの地で、日本の消防車両、日の丸をつけた消防車両、場合によつては、どことこの、自分たちのところを例に出させていただくと、例えば箕面市消防団何とか分団、その車両がケニアの地で走るかもわからぬこと、どうよくなことであります。

そしてまた、皆さん方が海外へ行かれたときに、これは、俺のところの消防車がこういうところで活動しているのかというようなことで目にとめていただけたら、日本の消防として、海外で本当に協力をしているんだという目に見えた形、消防だけではありません、日本のこの国に対する思いと、いうのを、しっかりと植えつけてと言うと言葉が悪いのかもしれませんけれども、そのようなことになるのではないかと思つておりますので、ぜひ、この消防車両の寄贈といいますか輸出につきましては、これからも続けていただきたいと思っております。

今副大臣から御答弁をいたしましたように、

ただただ消防自動車を贈るのではなくて、その消防自動車に関するパーツ、整備のときに必要な部品、あるいはその国に合った消防の器具、例えはホースの径も違いますから、日本の消防車からその国の消火栓へつなげるための媒介といいますけれども、その機械といいますか器具、それも

つけて、さらには、今おっしゃつていただきましたように、消防車だけ贈つたらい、輸送費だけ持つたらいということではなくて、消防の技術

を教えるための職員、技術員もあわせて派遣をするのにODAを使わせていただきたいことであ

ります。今までの胸のつかえがすつきりました

○西藤政府参考人 お答えいたします。

消防庁では、消防体制の確立や、広域化により消防力の強化を図るため、平成十八年に消防組織法の改正を行いまして、この消防組織法の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を策定し、広域化を推進しているところでござります。

具体的には、この指針において広域化の推進期限としております平成三十年四月一日に向け、都道府県に対し消防広域化重点地域のさらなる指定を促すとともに、指定された重点地域への集中的な支援の実施、消防広域化アドバイザーの派遣などにより、広域化を着実に推進する考え方でござります。

今後とも、地方公共団体や消防本部にきめ細やかな情報提供や相談、助言を行うことによりまして、広域化をさらに着実に推進してまいりたいと考えております。

消防車といふことでありますけれども、一つの気持として、発展途上国というんでしようか、そ

れらの国にわかつていただけたらありがたい。も

ちろん、そのほかの分野におきましても、医師の派遣とかいろいろなことがあらうかと思いますけ

れども、そのようなことの一翼を担つていただけ

で、対外的に、外国にある日本大使館が、動きや

すぐなるよう

よい

ておるよう

な話もお聞きをいたしますので、その

辺のところもさらに御支援をいただけたらと思う

のですが、御答弁をいただけたらあります。

ただきました。御指摘いただいて、ありがとうございます。

既に三月十六日に贈与契約を締ませております

ので、今後、ナイロビのナイロビ郡消防本部との間で、実際にどのように供与していくかということを詰めていきたいというふうに思っています。いずれにしても、日の丸がついた消防車が供与されることは非常に重要なことであろうというふうに思つております。

また、今後のことにつきましていろいろお話をいたしましたが、私たち、ODAの柱の一つにやはり防災、減災というものがござりますので、この点も踏まえながら、しっかりと対応してまいりたいと思います。

それで、次に消防のことについて少し質問させていただきたいと思います。

今、消防庁の方では、全国的に消防の広域化、

それぞれ今まで

は各市町村の消防

であります。

それで、次に消防のことについて少し質問させていただきたいと思います。

今、消防庁の方では、全国的に消防の広域化、

</

いわゆる各自治体の消防と、それから、もちろん

応等に万全を期すことが重要でございます。

ありがとうございました。

自治体に関連することがありますけれども、消防団という二つの組織がございます。

とではなくて、ほかに仕事を持ちながら消防の応援をしようといった位置づけといふんでしようが、そのようなことで進められておるんですけど、常備消防、いわゆる消防署がないところは、消防団だけでやっておつたところもあります。現に私の地元でもそのようなことがありますて、今回、ほかの消防署に業務委託というんでしようが、消防の事務そして実際の活動も委託してやっていただこうということになりました。

そこで、広域合併を今進めていただけるといふことでありましたけれども、消防団につきましての位置づけというものははどうなつてゐるのか。

今でも、消防団の格納庫、それぞれ車両を持つておる分団もあるわけでして、そこに消防車両が

あるんですが、人は常駐しておりません。ところが、近所で火事があると、消防団員さんも集まつてきて消防車両を出動させるんですが、消防署がそこににあるのに何で出るのが遅いんだといったような苦情も聞かれるような状態であります。

ですから、消防職員あるいは消防官だけの広域合併をということではなくて、この際、消防団にも少し目を向けていたたいて、消防団活動に対しても消防庁の方から指導なりをいただければありがたいと思うんですが、その点、いかがでしようか。

○西藤政府参考人 お答えいたします。
消防団は、みずから町はみずから守るという
理念に基づき活動しており、地域の実情に精通す
るとともに、極めて細やかな消防防災活動を実施
している特性上、広域化の対象とはしていないわ
けでございます。

一方で、委員御指摘もございましたが、消防本部を広域化した場合、消防本部の設置主体と消防団の設置主体が相違するが多くなると考えられますため、両設置主体の連携を確保し、災害対

対しまして再議を求める制度でございまして、特

に、条例の制定、改廃や予算の再議決に関しましては、これらの団体意思を決定する重要性等に鑑みまして、特別多数決を要するとされているもの

○遠山委員長 次に、宗清皇一君。
○宗清委員 おはようございます。自民党の宗清
でござります。

す。ありがとうございます。

に、条例の制定、改廃や予算の再議決に関しては、これらの団体意思を決定する重要性等に鑑みまして、特別多数決を要するとされているものでござります。

地方議会と首長の問題についてちょっと質問させていただきたいと思います。

る長と議会との権限の均衡を図る趣旨で設けられているものでござりますので、その見直しに当たりましては、慎重な検討が必要であるというふうに考えておるところでござります。

正常な均衡関係を図る必要があるとして、新たに条例の制定、改廃、または歳入歳出予算に関する議決に異議があるとき、首長は再議に付すことができるということです。

○宗清委員 今御答弁にございましたように、慎重ではあっても、ぜひ前向きに御検討いただけたらうなというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

地方議会では余り使われていないというふうな記憶していますけれども、大阪府政では、私の記憶では、九回されているというふうに感じております。これは全国でも最多であると思いますし、平成二十四年に愛知で一回、滋賀県で二回、沖縄で二回、これと比較しても圧倒的に多いなど、い

次に 地方議会の招集権の見直しについて
ちよつと御提案をしたいというふうに思います。
地方議会の招集権はもちろん首長にござります
けれども 地方自治法には 議員の定数の四分の
一の者が首長に議会を開くように求めた場合、二
十日以内に議会を開かなければならぬといふ
うに書いてあります。

ふうに感じているわけでもござります。
この三月に行われた大阪府議会の定例会でも、
情報公開条例という議会側の提案の条例がありま
したけれども、これについても三回目の再議をし
ているということで、少し私は違和感を持つてい

うに書いてあります。
平成二十六年に、大阪府議会で、五十七名の議員、これはもう過半数以上の議員が臨時会の招集を求めたわけですけれども、大阪府の当時の知事が招集しなかつた事例がございます。これは、明らかに法律違反であったというふうに思います。

るわけでございます。
この再議をめぐつて、首長優位の制度である、見直しが必要なのではないかということは、全国の都道府県議長会もしくは全国市町村議長会からも同趣旨の意見が出ているというよう聞いていますけれども、一定の条例などにつけて列挙すれば問題

らかに法律違反であつたというふうに思います。議会を開かなければならぬと法律に書いてあります。でも、実際には、首長が議会を開かなくとも何のことがめございません。さらに、今の法律では、首長が二十日間、議長が十日間、結託して議会の開催を引き延ばすこともできるわけでございまして、これでは、列えは緊急に審議すべき議案の取

半数議決にするなど、再議の要件の緩和を行なう。こういう検討を進めていくべきではないかなどといふうに考えております。総務省として今後何とかの対策が必要であると思いますが、お考えをお聞かせください。

て、これでは、例えば緊急に審議すべき議案の取り扱いなどができなくなる可能性もあるというふうに思つております。

また、大阪府議会では、議長が、例えば、開会をして、開会したらすぐに休会を宣言して、時間

○渕上政府参考人 お答えいたします。
かせてください。
地方自治法に定める再議制度につきましては、長が議会の議決について異議があるときに議会に

をして、開会したらすぐに休会を宣言して、時間が
が来たから流会だというような事例もございまし
たし、今後は、万が一でもこういうことがないよ
うに、招集しなかつた場合などの対応を考えて、

開催を求めた議員の意思で議会が開けるなどの対抗措置を今の法律に明記しておくべきではないかというように考えますが、いかがでしょうか。

○済上政府参考人 お答えいたします。

地方自治法第百一条の規定によりまして、御指摘のとおり、長は、議員から臨時会の招集の請求があつた場合には二十日以内に臨時会を招集しなければならないと規定されておりまして、また、長が招集しない場合におきましては、議長は、十日以内に臨時会を招集しなければならないと規定されておるところでございます。

この趣旨でござりますけれども、議員からの請求に基づきまして、長に臨時会の招集を義務づけますとともに、万一、長がこれに応じない場合には、議長の招集権を認めるということによりまして、議会側が必要と認める場合には臨時会が開会できるような制度上の担保を置いているというふうに考えておるものでございます。

こういった地方自治法の規定の趣旨に従いまして、各地方公共団体において適切な運用がなされる、そういう必要があると考えております。○宗清委員 今の法律に書かれていることは担保されていない、担保されない事例も出てきているわけでございますし、法律に書いていないことを、対抗措置ということを制定することによって今の法律が担保されるというように思いますが、現状をしっかりと分析していただいて、御検討をいただきたいというふうに思います。

次に、臨時財政対策債について、ちょっと私の方議員の出身者として問題提起をさせていただきたいたいと思います。

この臨財債の制度については、しばしばこの総務委員会でも議論をされてきたというふうに思いますが、臨財債の償還財源は、後年度でございますが、地方交付税で措置しておりますので、制度上は、不交付団体にならない限り、国が全て償還をしていただけるという制度になつております。

しかし、法律上はあくまでも地方債ということ

であつて、地方自治体の借金であるというものですけれども、首長さんによつては、本来交付税でもらえるはずのお金を地方が肩がわりしているの

で、これは地方の借金じゃなくて国の借金である

というような主張をする人もいるわけでございま

す。
ここで問題は、この臨時財政対策債の償還の原資というのは交付税でありますので、交付税といふのは自治体側からしてみれば一般財源ですか

ら、首長の裁量で、臨財債の償還に充てるのではなく、別に何に使っていいということになつて

いるわけでございます。本来は、交付税措置され

て、黒字で元利償還金は償還財源として減債基金等に

きちんと積み立てておくべきであるというふうに

考えておりますが、ことしは財政が苦しいので一

般財源で使つてしまおうという判断が首長の判断

ができるということになります。

古い話で恐縮ですけれども、制度上の矛盾につ

いてお話をしたいので、ちょっと資料の方をお配

りさせていただきました。

交付税措置されている元利償還金の額と地方自治体の償還ルールが異なる事例というのを申し上げたいと思うんです。お配りしています資料の一

枚目にありますように、赤のラインが国が交付税

算入している額でございまして、下側の黒のライ

ン、これが大阪府が実際に減債基金に積み立てて

いる額でありますけれども、国から交付税で来る

元利償還金よりも大阪府の積み立てのペースが遅くなっているということがわかると思うんです。

单年度で説明いたしますと、一枚目の資料に書かせていただいておりますように、平成

二十年度では、交付税算入では七百七十九億円さ

れていますが、大阪府が積み立てているのは四百八十七億円ということで、この差が三百九十二億円ですね。これは一般財源で使つているというこ

とになりますので、こういうことを四年間繰り返

かせていたいと思います。要するに、臨財

債の元利償還金を先食いできるということになつ

きたいと思います。

であります。

戻りますけれども、一枚目の資料で説明させていただきます。この縁の部分、こういうことをし

ておると、平成三十四年以降は、反対に、国から

交付税で措置される額よりも大阪府が積み立てす

る額の方が大きくなるわけですから、実際は国か

ら元利償還金がもらえないのに借金は返さなければならぬ、後年度に大きな負担が先送りになつ

ているわけでございます。

こういう問題を二年ぐらいにわたつて、私も地方議員のときにこの問題を指摘してきましたが、これに気づいたのは、黒字が続きながらも実質公債費比率が悪化しているな、そこで、何でだ

ろうという疑問点を持つて調べてみたら、臨財債であつたり減収補填債、その制度がこういうふうにできる制度になつているということに気づいた

わけでございまして、これに気づかなかつたら、将来的に五千億以上のお金が先送りされることとなつたわけです。今は、平成二十六年度から改正をされて、国からもらえる元利償還金と積み立てがなされた、國からもらえる元利償還金と積み立てのペースが同じになつたということで、財政運営に一定の歯どめをかけることができたというふうに思つたんです。

こんな財政運営をしていたら、一般財源としている額が多くなつて財政が楽になる、そういうことが単年度ではできるわけですね。財政をよく見せかけることもできますし、大阪府のように臨時財政対策債を多額に発行している自治体は、元利償還金が交付税措置されることによつてたくさんもらえるという仕組みになつてゐるわけです。しかし、そんなことをやつて先食いしていたら、單年度では黒字になつても、実質公債費比率、将来負担比率というのは確実に悪化しているわけであつて、黒字になつたといながらも、大阪府も実際、数年こういうことをやつていたら、起債許可団体に転落したわけでございます。

私は、こういう制度の矛盾を解消する意味でも、

臨財債は他の公債費とは本質的に意味が異なると

思つておりますので、交付税ではなく、本来、別

枠で地方自治体に渡すなど、別の用途に使われな

いように、減債基金等への積み立てを義務化する

ようなことを検討すべきではないかというふうに思つてます。臨財債の元利償還金に対して措置

された交付税額を明確にして、その時点までに償

還または減債基金への積み立てに用いられた額と

対比できるようにすべきであるというふうに思つてます。

例えば、この基金に関しては別建ての基金をつくりてきちっと見える化をしておくべきではないかなどと考えるんですが、総務省のお考へを聞かせてください。

○安田政府参考人 お答えいたします。
地方交付税は使途を制限されない一般財源でございますので、どのような形で減債基金に積み立てを行ふかにつきましては、各地方団体において適切に御判断いただくべきものと考えております。

その上でござりますけれども、臨時財政対策債の元利償還金に対しまして、地方交付税の基準財政需要額に算入された額につきましては、普通交付税を算定する中で、各団体において把握が可能でございます。

また、一方でござりますけれども、臨時財政対策債の元利償還額及び減債基金への積み立て状況につきましても、当然これは各団体の財政運営の中で把握がなされているものでございますので、委員御指摘のこれらを対比するということにつきましては、各団体において見える化するところが可能ではないかというふうに考えてございます。

こうした点を踏まえまして、各地方団体の判断によりまして、当該団体の財政状況を適切に公表し、住民への説明責任を果たすことが重要である

といふふうに考えておる次第でございます。

○宗清委員 今の御説明は十分僕も理解した上で

の質問なんですが、先ほど質問で申し上げ

ておられますように、臨財債の元利償還金はほかの起

ますし、首長の判断で单年度黒字を例えれば多く見せるとかいうことができるわけでございます。足元の財政運営が苦しいのは地方はどこも一緒なんですかけれども、かといって負担の先送りがされないよう、もう少し住民にわかりやすいように説明させることができ大事だらうといふに思ひますので、総務省としても、さらなる取り組みをお願いしたいといふに思つております。

続いて、また、地方財政のさらなる見える化について提案をしたいと思うんですが、二十九年に新しい公会計制度、統一した仕様ができるようになつて、各自治体の財政状況が比較することができるのでございまして、住民が地方自治体の本当の財政状況を理解するのに私は大きな成果が出てくるだらうといふに期待をしています。

住民からは、地方自治体の財政状況、これは本当の姿といふのは実はよく見えにくいと思いますし、財政問題は本当に難しくてなかなか理解しづらい専門的な分野であろうといふに思ひますし、地方議会でもなかなか議論が深まらないこともあります」というふうに思ひます。

首長や地方議員の方では、昨年は黒字でした、ことしも黒字でした、こういうような言葉をよく耳にするんですけれども、財政といふのは、当然、単年度ではなくて中長期的に見るものでありますし、单年度の赤黒だけではなくて、将来負担比率や実質公債費比率、またストックの変化、それも重要な要素であるといふに思ひます。

例えば、実際に、ある自治体である話ですけれども、自治体が大量に土地を売却して、そのお金を財政調整基金に入れて、それを取り崩して当初予算に入れて、結果、ことし黒字でしたといふなことになつたとしても、実際は自治体のストックは減つているといふことがあります。

私は、そんなことも含めて、单年度の赤黒や将来負担比率、実質公債費比率や中長期的な財政見通し、またストックの増減、それと施設の老朽化率など、こうしたこと、自治体の本当の財政状況をもつと住民の皆さんにわかりやすくして理解を

していただき必要があるというふうに考えております。特に、統一的な基準によって作成される新たな財務書類によって明らかとなるストックの情報、資産これをわかりやすく住民に伝えることが求められていると思います。

しっかりと自治体に総務省として働きかけていたいと思ひますが、大臣の御見解を聞かせていただきたいと思いますが、大臣の御見解を聞かせてください。

○高市国務大臣 固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による地方公会計の整備によって、保有する施設や土地の情報など、これまでわからなかつた自治体のストック情報を見える化することになります。

この地方財政の見える化は、住民の皆様や議会などに対する説明責任をより適切に果たして自治

体のガバナンスの向上を図るという観点から、大

変重要でございます。各自治体がこうしたストッ

ク情報を住民の皆様にわかりやすく公表していく

ことによって、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらには、本當に困っている方々へきめ細かい支援ができるので

はないかなと考えております。

例えば、複数の法人等から所得を得ているけれども、きちんと申告をしていないので、国民健康

保険料が安く算定されている、適切な額を納めて

いない、または、本当は一定の所得があるにもかかわらず不正に生活保護を受けているなど、そんな話をよく地元に帰つても聞くことがあります

が、こういう不正があつた場合は、マイナンバーの導入によって適切に所得が把握できるわけでござります。

名寄せがきちんとできるわけでござりますので、不正受給などを未然に防ぐことができる

のではないかなと思っております。

こういうことが実際に身近な市町村で、住民の目の前でこういう不正が未然に防ぐことができる

というふうなことがあれば、このマイナンバーの制度導入の効果が目に見えて住民の皆さんにわかつて、さらに御理解をいただけのではないかなどといふに思つていています。

マイナンバーが導入されて公正公平な社会の実現ができるいると国民が実感していただけたら、

より一層理解が深まると思いますので、そういう働きかけをこれから総務省、内閣府ともにしっかりとさせてください。

○宗清委員 大臣、御答弁ありがとうございます。

財政問題といふのは非常にわかりにくい問題でござりますので、各自治体が住民の皆さんにありとあらゆる機会を通じて周知ができるように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、マイナンバーについて質問させていた

だきます。

地元に戻りますと、マイナンバーについては、

まずよくわからないとか、さらには財産や個人情

報の全てが国に管理されるんじやないかななど、さ

まざまな誤解もありまして、余りいいイメージを

持つていただいていないなど、お叱りを受けるこ

とも多いんです。

本来、制度の導入の目的である国民の利便性の向上、そう言つてもまだ実感はないかなと思ひますが、行政の効率化といいましても、国民に余り直結している問題ではないと思います。しかし、公平公正な社会の実現、社会の負担をできるだけ公平に負担していただくというのは、一番国民の皆さんに制度導入の目的が理解されやすいのではなかかなというふうに感じています。

制度導入によつて国民の所得状況が正確に把握できることによって、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらには、本當に困っている方々へきめ細かい支援ができるので

はないかなと考えております。

さらに、二十九年七月ごろをめどとしておりま

すが、行政機関間で情報提供ネットワークシス

テムを活用した情報連携が本格的に可能となりま

す。この情報は、行政機関間で情報をやりとりす

るものでござりますけれども、原則禁止されてお

ります。何でも情報がやりとりされるわけではございません。このような公正、あるいは国民の利

便性、こういうものに限つて情報をやりとりするものでございまして、これらが、課税の適正化の

みならず、これらのいわゆる適正となつた所得情

報を生活保護あるいは社会保障その他の分野で使

うことによりまして、より各種社会保障給付の適

正化、不正受給の防止に資するものと考えており

ます。

さらに、適正化された所得を使いまして、より

きめ細かな新たな社会保障制度の立案も可能に

なつてくるものとこうふうに考えております。

○宗清委員 きょうは、質問の機会をいただきました

して、ありがとうございます。

これで終わらせていただきます。

○遠山委員長 きょうは、限られた時間ではありますが、昨年

の三月に開設されました移住・交流情報ガーデン

について、その活動状況などを確認をしたい。

東京駅の八重洲口から歩いてすぐのところであります。私もオープンのときにお伺いしたのであります。地方創生の取り組みということで、地方への移住、この支援のために、特に東京地域から地方へ移住していただき、これを進める拠点であります。それが、それぞれの自治体と連携をいたしまして、そして、居住、就労、生活支援などの情報提供、相談にワンストップで対応するということあります。

開設以来の活動状況、随分機能しているというふうには聞いてはいるのですが、その状況をちょっとP.Rしていただきたいと思います。

○原田政府参考人 お答えいたします。

移住・交流情報ガーデンにつきましては、先ほど御指摘ありましたように、住宅、仕事、子育て環境の情報など、地方移住に必要となる情報の一元的な提供窓口として、平成二十七年三月に総務省が設置したものでございます。

このガーデンにおきましては、厚生労働省及び農林水産省と連携をしまして、専門家を配置しまして、就職や就農についての相談にもワンストップで対応するとともに、相談者の希望に応じまし

て全国の自治体につなぐ役割を果たしているところでございます。

具体的には、ガーデンにおきまして、例えば、農水省の就農フェア、厚生労働省の若者向け就職支援事業、中小企業庁のセカンドキャリア推進事業など、各省とも連携した取り組みを行つておりますし、民間、例えば、雑誌社と連携をした移住に係る講演会、相談会、金融機関と連携した起業セミナーといった、民間企業と連携した事業も実施しているところでございます。さまざま二一

七に応えるべく努力しているところでございます。

設置以来、本年三月末までに、一万六千六百八十七人が来場されまして、相談員が移住候補地等に紹介、あつせんをした、そのような件数は全体を含めまして七千五百九十三件でございます。

○樹屋委員 原田審議官の顔を見ていると、もう少し言いたくなるのであります。

四月三日、ちょうど日曜日、どうでもいいんであります。私は行けなかつたのであります。

東京駅の八重洲口から歩いてすぐのところであ

ります。しかし、伺いますと、多くの週末の状況を見に行きました。たまたま、あいにく天気が悪くて、年度初めということで、あります。しかし、伺いますと、多くの週末は、各自治体による移住P.Rのイベントなども行われまして、多数の来場者がいらっしゃるとい

うことあります。

今も説明がありました、農水省や経産、それから厚労などとも連携をしながらいろいろなイベントが組み込まれているというふうに思うのであります。特に、イベントの状況と、各自治体との連携がどうなっているのか。自治体によってはかなりこれに勝負をかけておられる自治体もあると

いうふうに伺っているのですが、その状況をもう少し詳細に御報告いただきたいと思いま

す。

○原田政府参考人 お答えいたします。

移住・交流情報ガーデンにつきましては、各自

体から提供されました情報をガーデンの中の情

報閲覧コーナーに設置する、そこで提供するとともに、昨年七月から本格稼働しております全国移住ナビ、このようなものも活用しまして、実際にお越しになられた方に地域のイメージをわかりやすく伝えるとともに、相談員が御希望などに応じましてお話をし、必要に応じて自治体の窓口へおつなぎをしているところでございます。

今御指摘ございましたNPO法人ふるさと回

帰支援センターでございますけれども、このよう

な移住の取り組み、結構歴史を持つて取り組まれております。各自治体の、個別の自治体からの相談業務を受託しながら、いろいろな情報発信、取次業務をされているところでございます。

私も移住・交流情報ガーデンの役割は、移住

に関するさまざまの関心、移住に関する方の

そういう関心に応えるべく、全国の自治体の移住

関連情報の提供を行う一元的な窓口でございま

す。

○樹屋委員 原田審議官の顔を見ていると、もう

少し言いたくなるのであります。

四月三日、ちょうど日曜日、どうでもいいんで

あります。私は行けなかつたのであります。

東京駅の八重洲口から歩いてすぐのところであ

ります。しかし、伺いますと、多くの週末は、各自治体による移住P.Rのイベントなども行われまして、多数の来場者がいらっしゃるとい

うことあります。

今も説明がありました、農水省や経産、それから厚労などとも連携をしながらいろいろなイベントが組み込まれているというふうに思うのであります。しかし、伺いますと、多くの週末は、各自治体による移住P.Rのイベントなども行われまして、多数の来場者がいらっしゃるとい

うことあります。

今後とも、こういう取り組みに積極的に協力を

してまいりたいというふうに考えております。

○樹屋委員 それで、今、奈良県とか鳥取県の事例の報告もありましたが、私の地元山口県は、例

のNPO法人のふるさと回帰支援センターに相談ベースを置いているのであります。

このふるさと回帰支援センター、大分活動に歴史もあるようですが、との役割分担といいましょうか連携といいましょうか、どういうふうになつているのか、その辺もちょっと御説明をいたさたいと思います。

○原田政府参考人 お答えいたします。

移住・交流情報ガーデンにつきましては、各自

体から提供された情報をガーデンの中の情

報閲覧コーナーに設置する、そこで提供するとともに、昨年七月から本格稼働しております全国移

住ナビ、このようなものも活用しまして、実際にお越しになられた方に地域のイメージをわかりやすく伝えるとともに、相談員が御希望などに応じましてお話をし、必要に応じて自治体の窓口へおつなぎをしているところでございます。

今御指摘ございましたNPO法人ふるさと回

帰支援センターでございますけれども、このよう

な移住の取り組み、結構歴史を持つて取り組まれております。各自治体の、個別の自治体からの相

談業務を受託しながら、いろいろな情報発信、取

次業務をされているところでございます。

私も移住・交流情報ガーデンの役割は、移住

に関するさまざまな関心、移住に関する方の

そういう関心に応えるべく、全国の自治体の移住

関連情報の提供を行う一元的な窓口でございま

す。

○樹屋委員 原田審議官の顔を見ていると、もう

少し言いたくなるのであります。

四月三日、ちょうど日曜日、どうでもいいんで

あります。私は行けなかつたのであります。

東京駅の八重洲口から歩いてすぐのところであ

ります。しかし、伺いますと、多くの週末は、各自治体による移住P.Rのイベントなども行われまして、多数の来場者がいらっしゃるとい

うことあります。

今も説明がありました、農水省や経産、それから厚労などとも連携をしながらいろいろなイベントが組み込まれているというふうに思うのであります。しかし、伺いますと、多くの週末は、各自治体による移住P.Rのイベントなども行

われまして、多数の来場者がいらっしゃるとい

うことあります。

今後とも、こういう取り組みに積極的に協力を

してまいりたいというふうに考えております。

○樹屋委員 ありがとうございます。

連携をしているということであります。原田審議官の方から、がつちり連携していきますよといふ言葉がなかつたのはちょっと心配であります

が、大丈夫なんでしょう。しっかりとお願いをいたしました。

開設以来一年がたつたわけであります。いよいよこれからがガーデンの活動も本格的な状況になります。相談員の方から、がつちり連携していきますよといふ言葉がなかつたのはちょっと心配であります

が、大丈夫なんでしょう。しっかりとお願いをいたしました。

オーブンのとき、私も行きましたけれども、そ

のときは一般社団の移住・交流推進機構が運営委

託されていましたといふふうに思いますが、今、新年

度から委託先がかわつたといふふうに思いますが、

相談員の質の確保は大丈夫なんですかとか、

あるいは、今まで一般社団移住・交流推進機構、

J.O.I.N.がやっていたノウハウ、そうしたものが

ちゃんと引き継がれるのかというようなことも

ちょっと気になるところであります。御説明を

いただきました。

○森屋大臣政務官 お答えをいたします。

移住・交流情報ガーデンにつきましては、運営

につきましては民間に委託をさせていただくこと

としておりまして、平成二十八年度予算におきま

しては、関連経費を含めまして一・一億円を計上

いたしました。

この請負の選定に当たりましては、会計法令に

おきまして一般競争入札が原則といふふうに

いました。今回、一般競争入札により選定をさせ

ていただいたところでございます。

その際の仕様書におきましては、請負者に対しまして、この業務につきまして、業務実績として、三年以上、地方への移住、交流に関する情報発信あるいは相談等に係る業務の実績があることといたしております。先ほど先生も御指摘いただきました、今回、民間の株式会社、不オキヤリアという会社が請負者として落札をいたしたところでございます。

この入札の結果、昨年度からの事業者が変更になったわけでありますけれども、総務省いたしました、がつちりとした連携ということをございますので、その辺をしっかりと進めてまいりたいと思つております。

○樹屋委員 よろしくお願いいたします。

確かに、一般競争入札ということですから、私はその方法は適切であつたと思うんですが、ただ、初年度、一年やつて、二年目、これは毎年やるんですね、それでうまくいくかなというのがいささか心配でありますし、しっかりと一年間の実績といふものがうまく引き継がれていくように、あるいは発展していくような、そういう取り組みが大事じやないかな。

今、政務官の方から、一億一千万。落札額が一千三百万ぐらいだというふうに聞いておりますが、仕様書を見ると、相談員が、責任ある立場が一人と、あと三人ぐらい置くということで、一千三百万で、えつと思つたりするのであります。実際に、ネオキヤリアというものは民間の会社でありますし、ノウハウはお持ちなんだと思いますが、その辺が少し心配であります。

○原田政府参考人 お答えいたします。

基本的には、一年ごとの契約になると考えてお

ります。

○樹屋委員 であれば、ぜひ、今回、このネオキヤリアとそれから今までやつっていた一般社団とが、二者が応札したというふうに聞いておりますが、これはどうなのかなという、運営が大変心配でありますし、つかず離れず、私もウオッチしていきたいというふうに思つておる次第であります。

それで、大臣とちょっと協議したいんですけど、最後のテーマであります。相談員の方からも伺つた話であります。うちの秘書が聞いた話であります。が、やはり、やつてみて、受け入れ自治体の思ひなども大事だな。

移住、交流情報ガーデンとそれから全国の自治体が連携をして、東京からの移住を模索するわけではありませんが、受け入れ側の自治体が、こういう人材が欲しいというような思いが、戦略がしっかりと抜けばうまくいかないのではないかという指摘もありました。これは非常に大事な指摘だと思います。

ともかく誰か、うちの自治体に帰つてくれる人、東京から来てくれる人はいませんかという発想ではなくて、例の日本版C.C.R.C、生涯活躍のまちづくり構想もそうでありますけれども、実際にまちづくりの戦略、地域おこしの戦略をきちんと立てて、その中で、こういう人材が必要だというようなこと。例えば、浜田市なんかでは、まち・ひと・しごと・シングルペアレンツを介護の人材としてお求めになつてます。

これは大きなねりになつてているわけでありますし、そうした、いよいよこれからまち・ひと・しごとの総合戦略が動き出すわけで、自治体側もうなづいた思いというものが確かにになつてくるんだろうと思うんですが、ぜひ、総務省におかれても、各自治体にこれからはどういう人材が必要かといふ戦略をしっかりと持ちなさいというようなことを大臣からも各自治体におつしやつていただきたいと思うんですが、大臣、いかがでしようか。

○高市国務大臣 樹屋委員がおつしやるとおり、

やはり自治体の強い思いと、それから具体的な移住戦略を定めた上で、移住政策に取り組んでいた

だくことが大事だと思っております。島根県の浜田市のお話もありましたけれども、ほかにも、地域の魅力を発信すること、それから仕事探しの支援をすること、移住に至るまでのプロセスを幾つかの段階に分けて、各段階ごとの取り組みを展開しておられるという自治体もござります。全国移住ナビに入れていたく情報も、結構自治体によつて差がありますので、その情報も充実していただくということをお願いしていま

す。当然、移住・交流情報ガーデンにおいても、東京圏の移住希望者への情報発信を支援しておりますけれども、二十七年度から、情報発信、移住体験、住居支援、それから移住コーディネーターの配置など、それぞれの局面にわたる自治体の取り組みについて特別交付税措置によつて支援をしておりますので、こうした措置もしっかりと活用していただきながら、市町村が県とも連携しながら、特徴を生かした移住戦略というものを進めていたりなれば、ましくかないのではないかという指摘もあります。

○樹屋委員 あと三分ほどありますが、原田審議官、まだ言い足りなさそうな顔をして横に座つておられますから、この移住・交流情報ガーデン、こんな成功事例があるよ、PRしたい、今いろいろ大臣とも議論しましたけれども、東京圏から移住をして、こういうふうに地域活性化につながつたというような事例があれば、最後にもう一回PRを、小さい声じやだめですよ、大きい声でしつかり。

○遠山委員長 原田地域力創造審議官、大きな声で御答弁をお願いします。

○原田政府参考人 お答えいたします。

移住・交流ガーデンはさまざま取り組みをしておりますが、いかんせん、まだ一年ということでも結構です。

○高市国務大臣 樹屋委員がおつしやるとおり、

加された方が、例えば、移住の候補地に足を運んで、二十八年度から地域おこし協力隊に応募する

という気持ちを固められたような方も聞いておりますし、また、イベントを契機に、例えば私どもがやつております移住、交流、地域おこしフェアに参加されて、具体的な検討を進められておるという事例もございます。

ただ、まだ詳細な状況を把握しておるわけではございませんので、三月末ということで区切りの時期でもござりますので、少し実態を把握したいと思っております。

また一方で、そういう方以外にも、東京での家族のワーク・ライフ・バランス、また子供の教育環境、このような問題をきつかけとしてガーデンを訪れるような方もいらっしゃるように聞いておりまして、中には、何時間もかけて、複数回来訪されるような方もいらっしゃるというふうに聞いております。

特に、こういう悩みを抱えて相談に来られたよな方に関しましては、先ほど来お話をありましたが相談員という方がきめ細かく寄り添う形でお話をさせていただくことも不可欠だと思つておりますので、そういうさまざまな事例に目配りができるような体制を、運営事業者はかわりましたけれども、きつと我々としても目配りしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○樹屋委員 審議官の御答弁は、最後に僕がもう一回聞いた上で答えてもらおうと思つてしたことなんですが、もつとしっかりPRしてほしかったんだけれども、きつと我々としても目配りしてまいりたいと思っております。

○遠山委員長 原田地域力創造審議官、大きな声で御答弁をお願いします。

○原田政府参考人 お答えいたします。

移住・交流ガーデンはさまざま取り組みをしておりますが、いかんせん、まだ一年ということ。

したがつて、それだけに、いいケースもあるけれども、本当に、地方で自立して共助をしながらやつて、こう、こういう思いだけでなくして、さま

ざまなケースがあるな、だからこそ相談員の体制も大事だなというふうに感じた次第であります。引き続き、我が党としてしっかり移住について関心を持つて見ていただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○遠山委員長 次に、奥野総一郎君。

○奥野(総)委員 民進党の奥野総一郎でございます。引き続き、皆さんよろしくお願ひいたします。

きょうは、まず、マイナンバーカードについて伺いたいと思います。

きょうの産経にも出ていますし、先日読売にも出ていましたけれども、マイナンバーカードの交付が滞っていることのようでありまして、きょうの産経なんかによると、申請受け付け数の一割しか二十七年度末時点では交付されていないんだ、こういう記事になっております。

まず、その現状、交付申請件数に対して実際どのぐらい交付が行われているのかなどについて伺いたいと思います。

○福山政府参考人 マイナンバーカードの交付状況でございます。

申請につきましては、四月三日の時点でございまますけれども、地方公共団体情報システム機構、J-LISに対しまして約九百六十一万件の申請がなされております。

そのうち、約九百十四万枚がJ-LISから各市區町村に発送済みということになつております。

一方、申請された方に市町村から実際に交付済みとなつておりますのは約二百三十五万枚でございます。一定の時間を要しているという現状にござります。

○奥野(総)委員 大体、九百六十万枚ですか強といふところですかね。

この交付がおくれている原因の一つとして、J-LISのシステム障害ということが言われて

います。これは高井委員なんかも何回か質問していませんが、これまで把握している障害の件数、これは大体、今、大規模なもので七回というふうに

言われていますが、その後、大規模障害というの

は起きているんでしょうか。障害の現状について伺いたいと思います。

○福山政府参考人 システム障害でございますが、一月の中旬以降、地方公共団体情報システム機構、J-LISのカード管理システムが一時不安定な状況となつたところでございます。マイナバーカードの交付の業務が行えなかつたという

ことが七回、一月でございますと、十三日から二十日までにかけて六回、それから二月の二十一日と

いうことでございます。それ以降、重大な、そういった意味での障害というものは生じておるところではございません。

○奥野(総)委員 これは、システムダウンといふ言い方でいいんですか、システムダウンは起きていないということですね。うなづいていただきましたから、そういう理解だと思います。

ただ、システムダウンはしなくなつたような事例は新聞にも出ています。

その関係で、日曜日かな、読売の記事でありますけれども、カードのICチップが使用不能にならぬ。要するに、暗証番号とかの操作をカードに

対してしているときに通信が途絶してしまうと、不正アクセスと間違えて、ICチップが自動的にデータを使えなくしてしまって、こういう事例があ

るんだと読売新聞の一面に出でおりました。

この事実関係を把握しておられるのかといふことと、具体的に、では、そういう障害があつたと

して、どういう対応をされているのかといふことについて伺いたいと思います。

○高市国務大臣 私も日曜日の朝刊を見てびっくりしました。大臣秘書官を通じて問い合わせをいたしました。

ただ、その記事の中で、暗証番号登録時にシステム障害が起ると、このシステム障害を不正ア

クセスと誤認し、ICチップはみずからデータを壊してしまうとするのは、事実誤認ということでございました。

○奥野(総)委員 同じような話だと思うんですけど、システムダウンは起きていないようです

が、通信がとまつてしまうということが報告されています。暗証番号を登録しようとしても、それに時間がかかってしまう。これは朝日か何かが書いていましたが、実際、私の地元の千葉市でもそういうことが起こつていて、確認を現場に、担当者にしたんです。

やはり、暗証番号を入力してもらつて、それが次に進むまでに三十分ぐらいかかるときもあります。場合によつては、来庁されてからお帰りになります。今まで二時間ぐらいかかる場合もあるやに現場は

言っていますね。そうしたことが一日数回、毎回二時間というわけじゃないんでしようが、通信がとまることが一日数回はまだある。システムダウンはしないけれども、一日数回、千葉市の場合は

ととまることがあるということを現場の人は言っています。今、住民異動の時期とも重なつて、非常に現場は大変だということなんです。

では、今の話とも同じような話かもしれませんのが、システムダウンはしなくなつた、これは、サバーバーを入れたりして、あるいは能力を、スペックを増強したのかもしれないが、通信がなおとまつてしまつて、この原因についてはどこにあるんでしょうか。

常に現場は大変だということなんです。

○奥野(総)委員 素早い対応をされているようですが、今の話だと、市町村側の方に問題があつて、情報が一気にふくそつするヒシステムに届かなくなるということですね。そうすると、その部分

のシステムを増強する、自治体側としても増強すれば、システムダウンはしなくなつた、これは、サバーバーを入れたりして、あるいは能力を、スペックを増強したのかもしれないが、通信がなおとまつてしまつて、この原因についてはどこにあるんでしょうか。

○福山政府参考人 お答えいたします。

今、大臣から御答弁申し上げましたように、市町村のコミュニケーションサーバーに過度に通信が集中すると回線がつながりにくくなる、こうながりにくい状況というものが見受けられるということは、御指摘のとおりでございます。

○福山政府参考人 お答えいたします。政令市や中核市等、人口規模が多いところが特にそういった傾向があるというふうにも聞いております。

さまざまな要因が考えられるとは思つております。されども、御指摘ございましたように、現在、住民異動が大変集中する時期でもございまして、

はJ-LISの方で用意いたしまして、市町村の方に提供する、こういつた形でございます。市町村の改修が直接必要になるということではございません。

○奥野(総)委員 同じような話だと思うんですけど、システムダウンは起きていないようです

が、通信がとまつてしまうということが報告されています。暗証番号を登録しようとしても、それに時間がかかってしまう。これは朝日か何かが書いていましたが、実際、私の地元の千葉市でもそういうことが起こつていて、確認を現場に、担当者にしたんです。

やはり、暗証番号を入力してもらつて、それが次に進むまでに三十分ぐらいかかるときもあります。場合によつては、来庁されてからお帰りになります。今まで二時間ぐらいかかる場合もあるやに現場は

言っていますね。そうしたことが一日数回、毎回二時間というわけじゃないんでしようが、通信がとまることが一日数回はまだある。システムダウンはしないけれども、一日数回、千葉市の場合は

ととまることがあるということを現場の人は言っています。今、住民異動の時期とも重なつて、非常に現場は大変だということなんです。

では、今の話とも同じような話かもしれませんのが、システムダウンはしなくなつた、これは、サバーバーを入れたりして、あるいは能力を、スペックを増強したのかもしれないが、通信がなおとまつてしまつて、この原因についてはどこにあるんでしょうか。

常に現場は大変だということなんです。

○奥野(総)委員 お答えいたします。政令市や中核

市等、人口規模が多いところが特にそういった傾向があるというふうにも聞いております。

さまざまな要因が考えられるとは思つております。されども、御指摘ございましたように、現在、住民異動が大変集中する時期でもございまして、

交付処理等に係る通信が集中し、J—LISのカード管理システムに接続しづらい状況が発生する、こういったことが一つの大きな要因ではないかと思つております。

市町村では、マイナンバーカード発行に関しまして、システムをいろいろ利用いたします。通常は、現状の住民の異動というのも多い時期でござります。そういう場合にもかかわってまいりますし、カードの交付前処理ということで、交付の準備のときにもこのシステムを使います。さらに、実際に交付する際にも使うということございまして、カードの交付前処理に係る通信が過度に集中する時間帯がございます。平日の九時半から十二時ごろ、あるいは十四時台というのが大変そういう傾向がございます。

そういうことで、そういった時間帯には住民に対する交付処理の方を優先して、比較的すいた時間帯に交付前の準備のための処理をしていただいていると、要請等事務連絡を出し、お願いをいたしているところでございます。

住民の皆様をお待たせすることがないよう、関係者が協力しながら交付を進めていただくよう努力をしていきたいというふうに考えております。

○奥野(総)委員 今のお話ですと、自治体側のトライフィック、通信が過大なのが問題だということなんですが、では、それが通信途絶の原因、要するに、J—LIS側の方には問題がないというふうなでしようか。

○福山政府参考人 さまざまなものがあるうかと思ひますので、よく詳細については検証していくなければいけないと思つておりますけれども、カードの通信がつながりにくいといった状況につましましては、団体によりましてはそういったことでもない、比較的小さい団体はそういった現象もないということも聞いております。

いろいろな要因があるうかとは思ひますけれども、一つには、ただいま申し上げたようなことがございます。その点について、先ほど申し上げましたような、トライフィックが集中する時期での処

理といふものについて工夫をするようにお願いをいたしているところがございまして、引き続き、いろいろなことについてよく検証していかなければいけないというふうに考えております。

○奥野(総)委員 その運用の話もあるでしょうし、メモリーとか通信回線の太さとか、そういうところも十分考えなきゃいけないと思うんです。

要するに、来られる方に不便がないように、せつかく来ていただく方に不便がないようにしなきゃいけないと思います。

千葉市なんかもそうなんですが、暗証番号を入れられないときに、紙に書いて渡して、後ほど入られるというような処理をしている。これは法的には問題ないという御主張のようですが、ただ、気持ち悪いですね。本当に、そこはきょうは詰めないでくださいとも、法的に問題があるかないかと

それはあえて詰めませんが、しかし、余り気持ちいいものじゃないと思うんですよ、そういうことをさせるのは、そなならないように、一刻も早く原因を突き止めますけれども、法的に問題があるかないかと

これは、繰り返しつつと、一ヶ月ぐらいからたしかこの話が始まつていて、この報道発表なんかを見ても、根本的な原因については現在調査中みたいにななことをずっと言い続けてきて、今もう二ヶ月、三ヵ月たつてきているわけですね。

一方、過度な通信集中に対しましてでございますけれども、そういうものにつきまして対策の費用ということでござりますけれども、これは先ほど申し上げましたように、J—LISがシステムの改修の上、実施されるものでございまして、市區町村が経費を負担する性質のものではないと

いろいろな、交付を円滑に進めるための事前予約システムの導入でござりますとか臨時交付窓口の設置、こういった対応につきましては、国において十分の十の補助金をいたしまして、円滑に進むよう対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○奥野(総)委員 いただいた資料でも、毎日発行枚数はふえてきている、交付枚数はふえてきている、三月に入つて上がつてきているという資料はいただいていますが、しかし、相変わらず現場の声としては、とまつてしまふという声がまだ続いているわけですね。

今も結局、J—LISのところについては、暗

うことは、ソフトウエア上の問題があるんじやないですか。

自治体側にきちんと措置をするかどうかという話と、それからJ—LIS側のプログラム上問題がないかという話について、二点お答えいただきたいと思います。

○稻山政府参考人 システム障害の原因につきましては、原因究明、再発防止につきまして、累次の要請を行つてきているところでござります。

こういった要請も踏まえまして、J—LISのシステムのふぐあい調査を鋭意やつておるところではござりますけれども、特に中継サーバー障害の原因につきましては、中継サーバー内の暗号処理装置の動作に關係する部分にあると現状考えられております。引き続き、徹底した調査を実施していくところでござります。

それに係る改修も実施をいたしました。その後は重大な障害は生じていないものと承知をいたしております。

一方、過度な通信集中に対しましてでございますけれども、そういうものにつきまして対策の費用ということでござりますけれども、これは先ほど申し上げましたように、J—LISがシステムで、中継サーバーの二号機については三月四日のサービス終了後で、ほかの一号機、三号機、四号機も三月十一日にそれぞれ改修を実施して、その後、J—LISのシステムでの重大障害は生じかがでしようか。

○高市国務大臣 これも先ほど答弁があつたとおり、中継サーバー内の暗号処理装置の動作に關係する部分が原因であろうということで、J—LISで、中継サーバーの二号機については三月四日のサービス終了後で、ほかの一号機、三号機、四号機も三月十一日にそれぞれ改修を実施して、その後、J—LISのシステムでの重大障害は生じかがでしようか。

大目に伺いたいんです。もしシステムのふぐあいがわからないのであれば、例えば週末、まあ週末もこれは交付しているんでしょうけれども、比較的恐らく少ないような時期を選んでシステムをとめて徹底的に改修すべきだと思いますが、い

かがでしようか。

大目に伺いたいんです。もしシステムのふぐあいがわからないのであれば、例えば週末、まあ週末もこれは交付しているんでしょうけれども、比較的恐らく少ないような時期を選んでシステムをとめて徹底的に改修すべきだと思いますが、い

かがでしようか。

かがでしようか。

私は、二つの側面があると思いますが、自治体側の問題であるなら、そこはさつき大臣がおつしやられたような、カードのICOチップの問題も含めて、きちんと処理方針を示して、もし費用がかかるなら特別交付税も含めて、物理的な部分の増強をすべきだ、それは早急にやるべきだと思ひます。

○奥野(総)委員 いただいた資料でも、毎日発行枚数はふえてきている、交付枚数はふえてきていたる、三月に入つて上がつてきているという資料はいただいていますが、しかし、相変わらず現場の声としては、とまつてしまふという声がまだ続いているわけですね。

それからもう一つ、では、本当にJ—LIS側に問題がないのかということ。要するに、ソフトウェア上の問題がないのか。サーバーを増強したり、物理的な増強はもう既にされていると思うんですね。

今も結局、J—LISのところについては、暗

証番号機能のことですかに原因があるのかもしれないといふことなんですが、これを一刻も早く突きとめて、せつかくマイナンバーの出だしですかから。水を差すと思うんですね。先ほど申し上げたけれども、持つていて、暗証番号を預かる

なんて言われたら、非常に私は気分が悪いと思うんです。そういうことにならないように。

大目に伺いたいんです。もしシステムのふぐあいがわからないのであれば、例えば週末、まあ週末もこれは交付しているんでしょうけれども、比較的恐らく少ないような時期を選んでシステムをとめて徹底的に改修すべきだと思いますが、い

かがでしようか。

かがでしようか。

いります。予算は通ったんですが、そのときにきちんと議論できなかつた話ですね。

一つは、不祥事の公表基準について伺いたいと

思います。
埼玉のタクノーの事例について三例を表記して

塔王の外公ミシの事例について三條公義されで
いますが、一般論として、不祥事はどういつたと

きに公表するのか、まず伺いたいと思います。

○福井参考人 平成十六年の不祥事を受けまし

て、公表する基準を一項目定めております。起訴猶予以上の刑事事件に關する懲戒処分、それから

刑事事件以外の事柄でも懲戒免職処分としたこと

につきましては、原則公表することとしておりま

す。なお、懲戒処分を全て公表するとはしてござ
いません。

いません。

金品の不正に関する処分を加えてござります。

そして、平成二十六年六月に現在の基準を定め

ておりまして、その基準につきましては、職員の懲戒処分につきましては、人事に関する情報である

徳形处分については、人事に関する情勢ですね、個人情報に当たるが、公共放送として視聴者

への説明責任を果たすため、原則として次の処分

については処分内容、事由等を公表することとし

ております。
四項田ございまして、一点目は、懲戒免職、論

旨免職の処分、二点目は、公判請求された刑事事

件に関する処分、三点目は、公金着服など不正に

関する処分、それから四項目めは、上記以外でも重くまことノアライフル等で一回十の九分の二。

重大なコンプライアンス違反に関する处分です。ただし、セクハラなど、被害者、関係者のプライ

バシー や 権利 を 侵害 す る おそれ の あ る 場合 は 除く

ことしております。

○奥野(紹) 委員 そういう基準があるんですね。

産経では、実は、埼玉以外に大阪の事例も出て

いまして、いずれも懲戒処分になつてゐるんです

陰の事例は多く公表としないことなんですか。その通りい。では、今言つたその四項目の中で、どれによつて公表を決めたのか、そしてなぜ、同じ懲戒処

分、タクシーの事例について公表するものと公表しないものがあるのか、伺いたいと思います。○福井参考人 まず、埼玉の案件につきましては、公表基準のうち、懲戒免職、論旨免職の処分と、それから公金の着服など不正に関する処分と、いうことに、まあ不正に関する処分ですね、これに該当すると判断しまして公表してございます。埼玉の事案につきましては、業務用タクシー券を全く私的な用事で不正に使用していたものでありまして、そういうことで、公金の不正などに関する処分ということで公表してございます。

それから、大阪の件に関しましては、これは不適切な使用ということで、協会のタクシー券の使用ルール、これはタクシー使用要領というのですがございますが、これを守らずに乗車したというところで、協会が定めました懲戒処分の公表基準には該当しないために非公表としたものでございます。

○奥野(総)委員 以前、レクチャードで説明を受けたときは、タクシーチケットの不正使用は公金の着服には当たらないんだ、重大なコンプライアンス違反に当たるというふうに説明を受けた記憶があるんですが、そこは変わったのかという話。

それから、大阪の事案は、今説明だとわかりにくいくらいですが、私が説明を聞いたときは、不正使用と不適切使用というのがあつて、不正使用だから公金の不正な着服に当たつて公表になる、不適切使用なるものは公表にならないんだというごとなんですが、では、この不正使用と不適切使用の違いについて伺いたいと思います。

基準が変わったのか、重大なコンプライアンス違反じゃなくして公金の不正な着服に判断基準が変わったのか、その二点。

○福井参考人 まず、不正使用と不適切使用の区分でございますけれども、不正使用につきましては、業務に関連しない全く私的な用事で業務用タクシー券を利用した場合を指します。不適切使用につきましては、業務に関連はしているものの、タクシー使用要領、これは、例えば、十二時以降に、終電があるにもかかわらず深夜宿泊で使つた

○奥野(総委員) 前に私がたしか説明を受けたときは、タクシーチケットというのは公金そのものじゃない、物品であつて公金そのものじゃないので、これには当たりませんという説明があつたんですが、そこは変わつたということですね。

そこで、結構基準がころころ変わつているよう気がするんですが、では、不適切使用と不正使用というものの違いですね。過去、不正使用で公表された事例はあつたんでしょうか、こういうタクシーの事例で。

○福井参考人 過去には、タクシーの不正使用で懲戒処分をした事例については、ございません。

○奥野(総委員) 私がこれをずっとなぜ言つているかというと、不適切使用だということだとずっと公表しなくて済むわけですよ。

うがつた見方をすれば、埼玉の事例で新聞に書かれてしまつたので、特に悪質なものだけは不正使用としてやむを得ず公表したんじゃないか、それで、慌ててその不適切使用なる概念と不正使用なるものの概念をつゝて公表基準を変えたんじゃないか。うがつた見方をすれば、そういうふうにとれるわけですよね。

今回、会長の命を受けて、会長はその三件についてテレビで謝罪していますが、徹底的に去年一年間のタクシー券の利用について調査をしました、不正使用はなかつたけれども不適切使用はいっぱいありましたということなんですね、しかも、去年一年間で。では、この大阪の事案も含めて、公表されなかつた懲戒というのには幾つあるんですか。去年一年間で懲戒処分が下つた事例ですか。公表されていますか。

該当しておりませんので、ちょっとお答えでできな
いと思います。

○奥野(総)委員 ただ、そうはおっしゃつても、
テレビカメラが回つてゐる民主党の部会のところ
で、「一例あるとたしかおつしやつて、その期間に、
去年一年間で二例あつた」という。現に、その大阪
はもう新聞に書かれてしまつてゐるわけですね。
これは否定されないでしよう。そのほかにも一例
あつたと。別に、私は何もプライバシーを暴こう
としているわけじゃないです。事例としてあります
したかということを伺つておるわけですね。

さらに、その期間について部会で伺つたときに
は、たしか一年以上にわたつて、相当長期にわたつ
て二例ともタクシーの不正、そちらの言い方をす
れば不適切使用が続いていたということなんです
ね。

この不適切使用と不正使用というのはわかりに
くくて、例えば、終電があるのにタクシーで帰り
ましたと。一回だけなら、それは不適切使用なの
かもしません。毎日それをやつていましたとい
うことになれば、それは不正使用に限りなく近づ
くと思うんですね、確信犯ですから。別に、朝
早く来てやつたらいいわけですよ。大事件が起き
て二、三日だけといふなら不適切使用かもしれない
けれども、一年以上にわたつてやつっているとな
ると、非常に不適切使用と不正使用の境目が私は
曖昧だと思つんでよね。

もう一度聞きますが、では、長期にわたつてい
るということであれば、額が非常に大きいという
可能性があるわけですね。この間、会長に、額に
ついて、その二例について伺つたんだけれども、
二例あることについてはあのときお認めになつた
と思うんですよ。それについて、額はお答えでき
ないということを予算審議でされました。もう一
度確認しますが、それだけ長期間にわたつて行わ
れているということで、どのぐらいの額があるの
か。しかも、これは受信料ですから、我々は知る
権利があると思うんですが、御答弁願えないで
しょうか。

○福井参考人 タクシーに関しましては、あくまでも、不正使用は、業務に関連しない全くの私用の用事ということございまして、不適切使用につきましては、業務に関連しているものでタクシー使用要領に逸脱したケースでございます。

大阪のケースで申しますと、タクシーの適正使用をするように本人に指摘を繰り返したんです。が、繰り返し実施したということで、大阪のケースにつきましては懲戒処分ということで処分をしてございます。

ただ、この懲戒と公表については基準が違いますので、そういうことで、公表はしてございません。○奥野(総)委員 これは受信料ということでありますので、少なくとも懲戒処分のものについては、名前を教えてくれと言つていいわけではあります。期間と額については説明を求めたいと思います。理事会で協議していただきたいと思ひます。

○遠山委員長 ただいまの奥野総一郎君の申し出については、後刻理事会で協議いたします。

○奥野(総)委員 会長に伺いたいのですが、どうですか。非常にわかりにくいです。李

下に冠を正さずじゃないですが、懲戒処分を受けているのに、公表するものと公表しないものがありますと、非常にわかりにくいと思うんですね。しかも、過去一回も不正使用というものは公表された事例がない。取つてつけたように、ここに来て不正使用、不適切使用と言つておられるわけですね。

○奥野(総)委員 会長に伺いたいのですが、どうですか。非常にわかりにくいです。李

下に冠を正さずじゃないですが、懲戒処分を受けているのに、公表するものと公表しないものがありますと、非常にわかりにくいと思うんですね。しかも、過去一回も不正使用というものは公表された事例がない。取つてつけたように、ここに来て不正使用、不適切使用と言つておられるわけですね。○奥野(総)委員 公表基準も結構ころころ変わっているんですね。私が聞いたときは、タクシー切符はお金じゃないという説明だったのに、

こうやつて国会の場で聞くと、お金だ、しかも不正使用だと。非常に曖昧ですね。

私が懸念するのは、繰り返しになりますが、不適切使用ということに逃げ込んで、皆さんの受信料を無駄に使われていることが全部闇に葬られてしまうという懸念があります。

会長、もう一度。これは公表する気はありませんか。これで終わりたいと思います。

○遠山委員長 粕井参考人、簡潔に御答弁お願いします。

○粕井参考人 あくまでも我々の公表基準に沿つて、公表すべきものはしますし、基準に入らないものは公表しないということござります。

○遠山委員長 奥野総一郎君、時間が参つております。

○奥野(総)委員 以上で終わりたいと思いますが、視聴者の前で謝つたわけですから、もしこれで何か出てきたら視聴者を欺いたということになる、そこはきちんと認識していただきたいと思います。

○遠山委員長 以上です。

○遠山委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井崇志でござります。

○高井委員 岡山から参りました高井崇志でござります。

○高井委員 会長ですけれども、去年、私は内閣委員会にも所属しておりますが、個人情報保護法改正、大変

引き続き、国民の皆様や民間企業の御理解を得ながら、改正法の円滑な施行に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○高井委員 現在、個人情報保護委員会でも検討が始まっているとも聞いておりますし、それなりに関係者の意見も聞いているといふのは仄聞しておりますけれども、せひ、引き続き、いよいよこれから委員会での議論になりますから、あの法案

が始まつていて、それを聞いておりますが、それなりに関係者の意見も聞いているといふのは仄聞しておりますけれども、せひ、引き続き、いよいよこれから委員会での議論になりますから、あの法案

が始まつていて、それを聞いておりますが、それなりに関係者の意見も聞いているといふのは仄聞して

おりますけれども、せひ、引き続き、いよいよこれから委員会での議論になりますから、あの法案

が始まつていて、それを聞いておりますが、それなりに関係者の意見も聞いているといふのは仄聞して

おりますけれども、せひ、引き続き、いよいよこれから委員会での議論になりますから、あの法案

が始まつていて、それを聞いておりますが、それなりに関係者の意見も聞いているといふのは仄聞して

おりますけれども、せひ、引き続き、いよいよこれから委員会での議論になりますから、あの法案が始まつていて、それを聞いておりますが、それなりに関係者の意見も聞いているといふのは仄聞して

体制も構築しておりまして、関係機関と連携して、迅速かつ適切な対応を図つてまいりたいと思いま

す。

○高井委員 それなりに人数はふえているようではありますけれども、特にサイバーセキュリティーの分野は、個人情報保護の専門家とはかなり異質な職員のスキルが必要じやないかなと思いますので、今言つた総務省やNISCとの連携、それから、そういう専門の職員を、三十名という人数が確保されたかどうかのお答えはありませんでしたけれども、そこはしつかり取り組んでいただきました。

去年、私は、マイナンバー担当の小泉政務官に、そもそもこの個人情報保護委員会がやるのはおかしいんじゃないか、もうちょっと専門家に任せた方がいいんじゃないかということを聞いたら、小泉政務官から、いやいや、もう個人情報保護委員会でしつかりやらせますからという答弁だったと記憶していますので、ぜひここは、まあ予算は厳しいでしようけれども、政府、財務省なんか総務省にしっかりと要求をして、ここは万全の備えをしていただきたいと思います。

それでは、行政機関の個人情報保護法というのが閣議決定をされ、今度、この総務委員会でも審議になるわけです。私は、行政機関個人情報保護法と呼ばせていただきますが、この法律は、審議はこれからですけれども、今、閣議決定の案文を見る限り、非常に疑問というか問題点があると思っています。

それは、一番は、匿名加工情報という、これは個人情報保護法のときに、去年の改正で導入された概念なんですが、個人情報を匿名化する、誰の情報かわからなくさせて、そして、それであれば第三者に提供していく、本人の同意がなくても第三者に提供できる。これはもう誰の情報かわからぬ情報にしちゃって、それをビッグデータとかに活用しようという非常にいい改正だつたと思うんです。

ところが、この匿名加工情報という概念をせつ

かく個人情報保護法で導入したのに、今回の行政機関個人情報保護法では違う言葉になつているんですね。

実は、当初の議論ではずっと同じ言葉で法律がつくつてこられた、そういう資料でも匿名加

工情報という名前だったのに「一月の下旬ぐらい、これは三月八日に閣議決定しているので、一週間

ないし二週間ぐらい直前に、突然違う、非識別加工情報という名前に変わった。これは、仄聞するところでは、内閣法制局から、長官からの指示で

急に変更になったということなんですね。

私は、変更したことによって、いろいろな法文、ほかの法文にも影響が生じていて、非常に大きな問題であると今思っているんですけども、これ

はなぜ非識別加工情報という別な言葉に修正をしたのか。そして、これによつてほかの条文への波及をする混乱というのは生じないんでしょうか。

○上村政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、今回、この法案では非識別加工情報という名称でお詰りをしたいと思って

ございますが、行政機関が作成する非識別加工情

報というのは、もとの個人情報から氏名それから

住所を削除する、あるいはデータを入れかえる、こうした方法によつて作成するところなんですけれども、このもとになつたデータというものは、

これは非識別加工情報をつくつた後においても行政機関において保有されるということになつております。

また、非識別加工情報につきましては、行政機関におきましては、照合を行つ必要がある場合もあります。したがいまして、他の情報と非識別加工情報を照合を禁止するという規定は置いていな

いわけでございます。

また、非識別加工情報につきましては、行政機関の内部においては、非識別加工情報は、作成の

内部においては、個人情報を匿名化したものと匿名加工情報をそのまま、匿名加工情報として

もととなつたデータと照合することは可能ですが、個人情報に該当することになります。他方、

つまり、もととなつた側の、ビッグデータを活用し

情報は、これは個人情報に該当しないということになつてございますので、この二者を区別する必要がある。そのために別の名称、この場合、非識別加工情報という名称を付しておるというわけでございます。

ほかに混乱が生じないかということでございま

すが、当然お詫びを今度予定しております、お願

いしております法案の条文には、その名称の変

更はございます。

他方、行政機関から外に出ていった場合でござ

います。民間事業者に提供された場合は、受け

取側の民間事業者にとっては、これは個人情報

保護法が一律に適用になることになります。した

がいまして、この情報は、民間事業者が受け取つた段階で匿名加工情報となります。したがいまし

て、個人情報保護法の規定に沿いまして照合禁止の義務もかかりますので、ほかのデータと照合す

ることとはできません。

したがいまして、民間事業者にとりましては、

法運用は統一されておりますので、混乱は生じな

い仕組みとなつておる、そのように考えておりま

す。

○高井委員 法技術上といふか、片や行政機関が持つてゐる場合は個人情報に当たり、それから、民間企業とかが持つてゐる場合はもう個人情報で

はないという御説明ですよね。

ところが、それが、今局長からも説明されたん

ですけれども、行政機関が持つてゐるうちは個人

情報なんだけれども、外に渡された、例えば、民

間企業が、行政機関が持つてゐる情報をオーブン

データとしていろいろ活用したい、当然匿名化し

た形で渡すんですけれども、その渡つた時点で、

非識別加工情報と言われていたものが、急に今度

は匿名加工情報に変わるわけですね、今の局長

の説明だと。一方で、もともと民間企業が持つて

いたさまざま個人情報を匿名化したものは、も

ともと匿名加工情報のまま、匿名加工情報として

もららう。

たい人たちは、行政機関からもらうと非識別加工情報という名前でもらい、そして、民間企業からもらうと匿名加工情報という形でもらうのに、自分たちがそこを果たして理解できるのか。自

分のところに来たら、同じ匿名加工情報という名前になる。これは非常にわかりにくくし、受け取つた側がそこを果たして理解できるのか。

具体的には、どういう問題が生じるかとい

うと、個人情報保護法の第三十八条で、今局長がおつしやつたんですけれども、識別行為の禁止と

いう規定があります。これは、受け取つた匿名加工情報法三十八条を去年設けて。

個人情報保護法三十八条は、今、行

政機関の非識別加工情報に対しても適用されるん

ですか。行政機関からもらつた非識別加工情報を

これは識別してはいけない、三十八条はこれにか

かるんですか。

〔坂本哲〕委員長代理退席 委員長着席

○上村政府参考人 やや繰り返しになりますが、行政機関が作成しました非識別加工情報の規定による

匿名加工情報になりまして、一律、個人情報保護法の規定がかかりますので、委員御指摘の照合禁止義務もかかることになります。

○高井委員 私は、それはわかりにくくと思う

ですね。

では、なぜ今回の法律でそれを書かなかつたん

ですか。今回の法改正で、非識別加工情報が個人

情報保護法三十八条に該当するということをやは

り規定すべきじゃないですかね。そうしないと混

乱が生じると思いますけれども、いかがですか。

○上村政府参考人 直接のお答えになるかはわか

りませんが、この法律のたてつけ上、行政機関に

係るものは行政機関個人情報保護法でございます

し、個人情報保護法は民間企業に係るもので、こ

の間の交流というか、入り乱れはないわけですが

いまして、そこは民間事業者にとつて、自分たち

を規律する法律が何かという紛れはないわけでございます。

それで、解釈上も定義上も、個人の識別性がなく復元できないという定義は、これはもう共通でございますので、解釈上、そこに新たなものを付加しますと、これはまた別のものになるという可能性もございますので、そこはあえてしていな

といふところでございます。

ただ、もし万が一おつしやるような懸念があるとすれば、それはまだこれがらの検討でございますが、運用上、その趣旨をよく説明するなり、ガイドラインをつくっていく、そういう対応になるのではないかなど思っております。

○高井委員 このほかにも幾つか問題があるんですけど、きょう全部取り上げる時間はないので、もう一つ申し上げると、これは、そもそも個人情報はどうかを判断する基準として、ほかの情報と容易に照合できるかどうか、容易照合性という言葉があるんですけれども、ちょっと難しい話で恐縮ですが、その情報の移転先で容易に照合するのか、移転元で照合するのかという議論が実はあります。去年の国会審議では、五月二十八日の参議院の内閣委員会で、自民党議員からの質問に対して向井審議官が、日本の場合は、情報の移転元で容易照合性があるということで解釈は統一される、そういう答弁をしている。

政府としては、だから移転元が、移転元というのは、情報を持っているところで照合できるかどうか、これを渡した先の話ではない、もともと情報を持つているもとで照合するかどうかとということを判断するんだ、これが日本の場合は基準となるんだというふうに答弁しているんです。

今回のこの総務省が提出する法案は、移転元を基準にしていかなくて、移転先で、つまり移転元の行政機関が持っている間は個人情報でありながら、移転された、渡された部分で今度は個人情報じゃなくなりますよ、匿名加工情報になりますよといふのは、私はこれは去年の政府答弁と矛盾していると思いますけれども、それはいかがですか。

○上村政府参考人 恐縮でございますが、個人情報保護法の解釈はちょっと私よく存じ上げておりませんけれども、この個人情報該当性といふのは、

基本的に、持つてある主体、これにとつて、例えば照合ができるかできないか、それによって変われば得るものだというふうに私どもは理解しております。

したがいまして、同一法制のもとで移転した場合はともかく、今回の場合は法律の規制自体が交換してくるわけでございますので、これは当然、繰り返しになりますけれども、個人情報保護法の規定に従つて御判断をいただくということであろうと思つております。

○高井委員 それでは、個人情報保護委員会、済みません、通告になつていなかつたかもしませんけれども、今、個人情報保護法は所管じゃないからわかりません」という答弁でしたけれども、私は、

みません、通告になつていなかつたかもしませんけれども、今、個人情報保護法は所管じゃないからわざわざ申し上げます。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。

ただいまの点につきましては、新たに、行政機関の違う定義のもの、それから、個人情報保護法の方でも匿名加工情報制度という新しい制度が入つております。ですので、そこの、今委員が御懸念されている場合の運用などにつきまして、民間事業者にとってわかりづらい部分がないように、きちんととした説明でありますとかQアンドA、ガイドラインなどで、適切に活用がきちんとできるように対応してまいりたいと思います。

○高井委員 全くお答えいただけていいんですけれども。

これは難しい部分なんですね。ただ、専門家の間ではかなりこの問題は話題になつていて、では、なぜそういうことになつているかといふと、先ほど申し上げましたとおり、もともと匿名加工情報と同じ概念であれば問題なかつたわけですよ。当初、総務省だって、行政機関個人情報保護法といえども、匿名加工情報という言葉でずっと検討会

も進めてきたわけですよ。それが、一月の下旬になつて、法制局から突然これはだめだと言われて、違う言葉になつたことによつて、いろいろな矛盾が生じているわけです。

其田事務局長にもう一度伺いますが、これは、きちんと総務省と議論はしているんですか。私は、非常に時間もタイトだし、個人情報保護法との整合性がとれていない。先ほど上村局長は、個人情報保護法のことは所管じゃないのでよくわからぬと思っております。

○高井委員 それでは、個人情報保護委員会、済みません、通告になつていなかつたかもしませんけれども、今、個人情報保護法は所管じゃないからわざわざ申し上げたけれども、これはまさに密接する法律ですから、ここに矛盾があつたら大混乱になるんですけれども、本当にこれは一週間かそこらの時間で、しっかりと法文全体を見て、どちらの方にもそこがないようにしっかりと検討されたいと思います。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。法案の検討の過程は、今委員がおつしやったとおり、非常に急に短い間でということであつたのは事実でございます。ただ、事前に私どもも総務省から法案の御説明をいただきまして、条文も御説明をいただきまして、確かに少し解釈は難しくなつたなというふうには承知をいたしましたけれども、先ほど総務省の局長から御答弁申し上げましたとおり、非常に急に短い間でとということであつたのは事実でございます。ただ、事前に私どもも総務省から法案の御説明をいただきまして、条文も御説明をいただきまして、確かに少し解釈は難しくなつたなというふうには承知をいたしましたけれども、先ほど総務省の局長から御答弁申し上げましたとおり、非常に急に短い間でとということであつたのは事実でございます。ただ、事前に私どもも総務省から法案の御説明をいただきまして、条文も御説明をいただきまして、確かに少し解釈は難しくなつたなというふうには承知をいたしましたけれども、先ほど総務省の局長から御答弁申し上げましたとおり、非常に急に短い間でとということであつたのは事実でございます。ただ、事前に私どもも総務省から法案の御説明をいただきまして、条文も御説明をいただきまして、確かに少し解釈は難しくなつたなというふうには承知をいたしましたけれども、先ほど総務省の局長から御答弁申し上げましたとおり、非常に急に短い間でと

五年ですが、この当時、やはり戦前の反省があります。戦前は、NHKに警察が常駐しておらず、放送法四条というものは、この政治的公平平は、大臣に通告をしておきながら、時間がなくて一度も聞けなかつたので、ようやく聞かせていただきます。

前もこれは一回だけ申し上げたことがあるんですが、放送法四条というものは、この政治的公平平は、私は倫理規範だと思っています。ただ、倫理規範か法規範かというのは神学論争だと言う人もいて、であれば、私はいつそのこと、倫理規範となるような法改正を、放送事業者の義務だということを明確にした法改正をすべきなんじゃないかと考えています。

その理由は、放送法、電波法ができたのは一九五〇年ですが、この当時、やはり戦前の反省があります。戦前は、NHKに警察が常駐しておらず、放送番組で何かけしからぬことがあつたらその場で電波を遮断するみたいなことを実はやつてしまつた。そんなことがあつては絶対いかぬということでの放送法ができたわけで、設立時の答弁であつたり、あるいは大臣の答弁で残つているのは、一九七二年、広瀬郵政大臣が、放送番組の内容について、この放送法ができたわけで、設立時の答弁で、まだ時間もありますので、もつとゆっくり、しっかりと議論したいと思います。

少なくとも、この分野の専門家の間ではかなり問題になつておりますので、閣議決定をする時間の関係上仕方なかつたのかもしれません、法律の修正することもこの立法府でできるわけですから、ぜひ政府においてもう一度よく見直していただいて、この行政機関の個人情報保護法と個人情報保護法との関係、ここについて、私たちは難しい部分なんですね。ただ、専門家の間ではかなりこの問題は話題になつていて、では、なぜそういうことになつているかといふと、先ほど申し上げましたとおり、もともと匿名加工情報保護法といふのは修正することもこの立法府でできるわけではありませんが、中曾根内閣のときなんですが、有名なのは、一九九三年、憲法裁判。このときに、当時の郵政省の江川放送行政局長、私が郵政省に入省したときなんですが、中曾根内閣のときなんですが、中曾根内閣のときなんですが、行政指導をやる考えは毛頭ない、そう答弁しているんです。実際、行政指導は一件もなかつたんです。ところが、一九八五年、アフタヌーンショーシー事例といふんですけど、中曾根内閣のときなんですが、初めてこのとき行政指導がされました。それから、有名なのは、一九九三年、憲法裁判。このときに、

年です。

そこから、一九〇三年以降に行政指導は頻発するようになります。この間二十五件行政指導が出ています。でも、これも大臣によつて出す、出さないは変わつていて、ちなみに民主党政権では一回も行政指導は出していない。

増田総務大臣によつて、この第四条の番組準則の法規範性についての答弁がござりますので、私は、としては、行政の継続性の觀点から、同様の答弁をさせていただいております。

消防自動車、消防署など、人員や消防機材などの基準を定めています。
市町村の整備計画に基づく消防ポンプ自動車、救急車、消防職員の数の整備状況の推移の資料を総務省の方からいただきました。さよう、配付資

え願いたいと思います。
○西藤政府参考人 お答えいたします。
まず、消防ポンプ自動車について申し上げます。
と、前回の平成二十四年度調査と比較いたします。
と、消防署所が管理するのは、近年、市街地等

「…………」
こういう経緯を考えると、私は、もともと法のたてつけは倫理規範としてやはりつくったんじやないかと思います。

恐らく平岡副大臣の答弁というのをまたお詣
しされるかと思います。平岡副大臣は、確かにそ
のとき、民主党政権で、法規範だと答弁をされて
います。だから私も、あえてその解釈論でいく
よりも、放送法をすつきり変えたらいんじやな
いかと。奥野委員のブログでそういう話をして、
高市大臣も、高市大臣が先だつたかな、だつたら
法改正すればいいじゃないですかといふようなブ
ログをちょっと見たことがあるんです。
この祭、こういう争学論争とも言わざる論争を

するより、明確に、放送法第四条、政治的公平は倫理規範である旨の法改正を私はすべきじゃないかと思いますけれども、大臣の御見解、いかがですか。

○高市国務大臣 議員立法で御検討なのかもしれませんけれども、放送法、本当に非常に大きな抜本改正がなされたのは、平成二十二年、民主党党政権の菅内閣のときでございました。それまでは電

波法七十六条の規定はございましたけれども、このときに、ソフト事業者にも適用され得る百七十一条の放送の業務停止命令というのも新設されました。

その審議の際にも、第四条の番組準則が法規範性を有すること、番組準則に違反した場合には、総務大臣は、放送法第二百七十四条に基づく業務停止命令や電波法第七十六条に基づく無線局運用停止命令ができること、ただし、それらの命令については、極めて限定的な状況のみに行うこととするなど、慎重な配慮のもと運用すべきであることなどについて、当時答弁をされております。

そして、また、その前の自民党政権のときにも、法規範性についての答弁がござりますので、私は、行 政の継続性的の観点から、同様の答弁をさせていただいております。

なお、一九七〇年代以前の国会答弁などにおいて、番組問題に関して電波法第七十六条の適用を行なうことが事实上不可能というふうにしているものもござりますが、これは、録画技術が普及していない時代において、個々の放送番組の内容、事実関係の確認が困難であったということを踏まえて、そのように答弁したと伺っております。番組問題そのものの法規範性自体を否定したものではありません。

ただ、何度も繰り返し申し上げておりますけれども、電波法七十六条や放送法百七十四条というものは本当に極めて慎重に、また、よっぽど極端な場合に、しかも、放送事業者の自律に任せていますはともその状況が改善されないといった場合、これも平岡副大臣も大変長く答弁をされております。そういう場合は、やはり番組事業者がから、放送法のたてつけは、やはり番組事業者が自主自律的に放送法を遵守していくだらうということになるかと思います。

現時点では、政府として、四条の法規範性を全く否定するような法改正を行なう準備はございません。

○高井委員 時間が来たら終わりますが、かなりの放送関係者、メディアの関係者、いろいろな回議論、意見がたくさん出ておりますので、ぜひそういうふた意見を検討する場を総務省でも設ければ、それではいかがかなといふことを御提案申し上げて、質問を終わります。

○遠山委員長 次に、梅村さんへ君。

○梅村委員 日本共産党的梅村さんです。

本日は、消防力の強化について質問したいと思 います。

消防庁は、消防力の整備指針として、消防職員

消防自動車、消防署など、人員や消防機材などの基準を定めています。
市町村の整備計画に基づく消防ポンプ自動車、救急車、消防職員の数の整備状況の推移の資料を総務省の方からいただきました。さよう、配付資

え願いたいと思います。
○西藤政府参考人 お答えいたします。
まず、消防ポンプ自動車について申し上げます。
と、前回の平成二十四年度調査と比較いたします。
と、消防署所が管理するのは、近年、市街地等
（四百三十九台）、（二百三十九台）、（五百三十九台）

これを見ますと、消防ポンプ自動車は、一〇〇三年、平成十五年度の調査では二万二千三百一台に対し、二〇一五年、平成二十七年では二万一千台で、二〇三〇年では二万台になります。よ／＼

整備数とも減少しているという状況でござります。また、消防団が管理するものについても、地域の実情にござり、当方ボランティア消防車にかかる人件費も年々増加傾向にござります。

二台で一千三百台減ってきております。はしご車も自動車も、同じく、比較して、一千二百六十四台から千百七十五台に減っております。同じく、消防車も、同じく、消防車関係の化学消防車や救助工作車も減っております。

の実情に応じて、消防ポンプ自動車に代えて小型の動力ポンプを整備することとする市町村が増加しております。また、消防ポンプ自動車の算定数、整備数とも減少していることになります。このことから、全体として、算定数、整備数とも減少しておりますが、整備率としては高水準を維持しているという状況でございます。

○梅村委員 この数字は、確認したいと思います。けれども、国の指針に基づいて市町村が立てた整備計画の数だと、うふうに事前のレクチャード

れども整備率は九四・三%。そして、やはり一番、十七年調査では整備率が七七・四ということで、およそ四人から五人に一人が足りないというような数字かと思われども、このような数字で間違いがないかどうか、確認させていただきたいと思います。

伺っております。やはり、地域の実情ということも、ですけれども、市町村が立てた目標との関係でござだ一〇〇%にいっていいという問題が一つあると思いますし、また、この間広域化が進められてきているわけですけれども、やはり広域化のものでの数のトリックといいますか、この影響も一つあるのではないかと思うわけです。

今議員の方から御指摘されました状況で間違いございませんが、消防ポンプ自動車と救急自動車については、整備率が九割を超えて推移しておりますが、消防職員数について

万人規模の自治体の場合、四台の消防ポンプ自動車の保有が必要になる、三十万人以上では十四台必要になりますけれども、もし五万人規模の自治体が六つあるとすれば、六掛ける四台で二十四台

は、消防本部によつては想定以上の兼務や乗りいかえ運用などを行つてゐることから、平成二十七年度調査で七七・四%の水準にとどまつてゐるという状況でござります。

の規模の新たな消防本部を結成した途端に十四台の消防自動車が必要、これが、広域化で三十万人で基準を満たすことになる。こういったことでもコスト削減も含めて議論がされてきたかというふう

○梅村委員 そこで、幾つか伺いたいと思いますが、特に消防車両については、実数が下がっているのに整備率が上がってきてる。どうしてこのような現象がこの間起つてゐるのか、お答え

うに思います。

人員に比べたら消防車はまだ九割だから高いとうような比べ方ではなくて、必要だから目標を持つているんだと思いますので、やはりそこに向かた努力が緊急に求められているのではないかなというふうに思います。

そこで、この数との関係もあると思うんですけども、次の資料を見ていただきたいと思うんであります。建物火災の放水開始時間ですね。一枚目ではなくてさつきの表の下なんですかけれども、覚知から放水開始までの時間なんです。

広域化で機動的な消防力、消防力の強化が行われている、行われている、駆けつける時間が短くなっている、短くなっているということで、いろいろパンフレットなんかを見るときこうなっています。建物火災の放水開始時間ですね。一枚目ではなくてさつきの表の下なんですかけれども、覚知から放水開始までの時間なんです。

白書に基づくと、二〇〇三年には二八%だったのが二〇一五年には八・七%ということ、急落しているんですね。五分以内だけではなくて、五分を超えて十分以内も、二〇〇三年と二〇一五年を比べると、五三%から四八%へと落ちている。これは消防白書に書いてあることなんですね。

救急自動車も、現場到着時間の平均時間は、二〇〇三年白書では六・三分だったのが、二〇一五年白書では八・六分。病院収容までの時間も、二十八・八分から三十九・四分と長くなつております。

病院に運ぶときは、病院の受け入れ態勢の問題ももちろんありますので、消防側というか運ぶ側だけの問題ではないと思います。ただ、消防について、五分以内というものが基準の一つと言われていたものが、二八から八・七、そして救急車も、六・三分で駆けつけていたのが八・六分ということが延びている。

やはりこれは、強化、強化、広域化で特にそういうことを機動的にやるんだと言つてこられながら、ちょっと逆の事態が、ちょっとではないと思うんです、重大な逆の事態が起こっていると思うんですけれども、ここら辺の原因はどのように分

析していらっしゃいますでしょうか。

○西藤政府参考人 お答えいたします。

この資料を見ますと、明らかに、五分以内が二八・〇から八・七%ということです。シエアから見ると大幅に減っているよう思われますが、そもそも火災件数自体が、一万八千七百件から一万一千九百件と大幅に減っております。

特に、これが五分以内あるのは十分以内のことろで大幅に減つておりますが、これは、私ども想定されるのは、特に大都市部あるいは都市部において、木造から不燃化とか、あるいはスプリンクラーの整備とか自動火災報知機、こういう整備をすることによって、そもそも火災の発生件数が減つているということもあり、シエアとしては大幅に減つているということもあるのではないかと、いうふうに考えております。

○梅村委員 それは、シエアが減つているということではお答えにはなつていないと、いうふうに思っています。

火災は減つているんですけども、この消防白書にもありますけれども、放水までが長くなつて、いる、こういう調査結果もあるわけであり、火災には、一件、二件でもやはりすぐに、なるべく短い時間で行くということですから、全体の件数が減つているからというふうなお答えは、やはりふさわしくないのではないかなどといふています。

私は、この部分で、しっかりと広域化も含め、時間が非常にひどくなつてきているという問題を、実情も含めてやはり実態調査が必要なのではないかというふうに思います。これは消防白書の中にある数字ですので、よく広域化のときには時間が短くなつたということを実際に言つています。

○西藤政府参考人 お答えいたします。

今、そのシエアだけで問題視するのではなくて、

特に二八から八・七というところのシエアだけを見ますと、かなり短いところが減つているようないい象を受けられるかもしませんが、それは、先ほど申し上げましたような不燃化とか消防設備のことは言えると思いますので、これにつきましては、私どもとしてもさらに分析をしつつ、必要な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

一方で、委員御指摘のとおり、十分を超えるものについては絶対数そのものがふえているというふうに思えると思いますので、これにつきましては、私どもとしてもさらに分析をしつつ、必要な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

がら、一應客観的な基準を示しておりますが、それにプラス地域のそれぞれの事情を踏まえて、それぞれ消防本部ごとに設定をしていただきておりますので、基本的には、設定された目標に向けて努力していただきたいというふうに考えております。

○梅村委員 そして、そういう人員とか、また体制の強化、設備の強化という点では、きょうの資料の二枚目に、さまざまなる補助金などの推移を、これも消防庁の方から出していただきました。

平成十六年と現在、平成二十一年を比べた場合に、実に三分の一ぐらいに落ちてきています。特に、これはレクチャーやを受けますと、平成十八年のときは一般財源化しているのでというようなことはありますけれども、さまざまな整備補助金などとかを含めて百八十九億二千万円だったのが、三分の一ぐらいに激変してきているというのがあるというふうに思います。

ですから、外はとにかく政府の答弁書でも、既に国の財政で、今保育園なんかもなぜ減っているのかと、いうのは、やはり一般財源化してから市町村がなかなか財政が厳しいので、一般財源で地方には渡しているというふうに國の方からはよく答弁をいただくんですけれども、そういう実態にはなかなか地方ではなつてきていない。

消防というのは、学校教育とも並んで、しっかりと予算も本来だつたら分けて、地域の住民の皆さん的生命や安全を守っていく。やはり一般財源化でここら辺は落ちてきているし、そもそも補助金そのものが三分の一になつてきてるというう

○西藤政府参考人 お答えいたします。
本で住民の命と健康が守れるのかというふうに思いますけれども、この点の財政的な推移についての御見解をお願いしたいと思います。

平成十六年で百八十九億円とおっしゃられて、このときは補正などがありましたので、その補正の金額だけございますが、十六年、十七年度は確かに百三十億と百五十億円の当初予算がございま

したが、この資料にもありますように、消防防災設備整備補助金が一般財源化によりましてその分の補助金がなくなつてはいるということではあります。が、かわりに、それについては地方債の制度とか地方交付税の方に、基準財政需要額に積むなどと

いうふうなことで、一般財源化対応といふふうに措置をさせていただいてみるとどういふ

○梅村委員 やはり、どれをもつても一〇〇%までまだ、これは市町村が立てた目標との関係での整備率という表になつてゐると思います。やはりそのネックが一番財政問題だということが現場から上がつてゐるわけですから、東日本大震災そして台風、最近も大変な被害に遭つてきている経過もありますので、ぜひ、これは財政的な強化をして、しっかりと地域の消防力の強化、体制の強化をしていただきたいということを強く訴えておきたいと思います。

それで少しはこの点に力がかかるて、**応接室**の問題についても少し確認をさせていただきたいというふうに思います。

現在、広域化については、どのような到達で、これからどのようにされていくのか、お伺いしたいと思います。

消防の広域化につきましては、平成十八年の消防組織法の改正以降、四十八地域で広域化を実施するなど一定の成果が上がっております。この四月一日でも八地域において広域化が実施されます。

一方で、人口十万人未満の小規模消防本部が多い。まだ全體の六割を占めているという状況であります。なお推進を図らなければならない課題といふうに認識をいたしております。

針を定めまして、その中におきまして、広域化の推進期限である平成三十年四月一日に向け、都道府県に対し消防広域化重点地域のさらなる指定を促すとともに、指定された重点地域への集中的的な

支援の実施や、消防広域化アドバイザーの派遣などの取り組みにより、引き続き広域化を着実に推進してまいりたいと考えております。

広域化を着実に推進してまいりたいとこうふうに
考えております。

○梅村委員 ただ 広域化の推進ということですけれども、本来、基本的には自主的な推進、自立的な取り組みというふうにされていると思うんです。押しつけない、やはり各市町村の自主性を重んじるということで、今のお話だと推進の言葉しかなかつたというふうに思うんですけども、そちら辺の市町村の自主性をきちんと重視されるのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○西藤政府参考人 お答え申し上げます。

消防の広域化につきましては、平成十八年の消防組織法改正により盛り込まれましたが、その中で、司法府の二十二ヶ所うち二十ヶ所で、日三内をもって

は同法の二十二条においても、自主的な広域化を推進することとされております。

重点地域の指定によって市町村の自主性が損なわれるものというふうには考えておりませんが、今後とも、地域の実情に応じた広域化が行われるよう、きめ細やかな情報提供あるいは相談、助言を行うことによりまして、引き続き自主的な広域化の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○梅村委員 地域の消防はやはり地方自治の柱だ
　　というふうに思います。最初の答弁の中では、そ
　　の自主性を重んじるというお言葉は、ちょっと一
　　言もなかつたかなというふうに思いますので、
　　しっかりと現場の声、現場の自主性、そして、地

域の消防力を高めるために本当にこの選択がいいのかということを、やはり上から押しつけるので

ないところだというふうに思います。
私が住んでいます埼玉県でも、この間、埼玉県の消防広域化推進計画が策定をされ、当初は全県を七ブロックに分けて広域化が進められようとしてきました。しかし、さまざまな問題や課題があり、当初どおりに進んだのは西部のみになつてゐるかというふうに思ひます。

それで、昨日、この四月一日に広域組合となつたばかりの草加八潮の消防局本部を視察してまいりました。ここは埼玉県が当初規定した第六ブロックに当たる埼玉二ヶ領消防組合で、この直田町へ

ロジクに当たるんですけれども、この草加市と八潮のほかに四市一町で構成されていましたけれども、最終的には二市の広域化になつたわけです。広域化に当たつてどんな状況だったのかをお伺いしますと、やはり消防の歴史や実態、あり方が全然違う中で、当初は六市一町だったわけですが、れども一市だけでも、どれぐらいの協議、努力、いろいろな困難の末に今あるのかと、いうお話をさまざま伺つてまいりました。ですので、私は、そういう実態からいつても、最初に広域化ありき、最初に推進ありきではなくて、やはり実情をしつかりとつかみながらやつていつていただきたいと

いうふうに思うわけなんですね。
その上でなんですかけれども、いろいろ聞く中で
幾つか希望を聞いてまいりましたので、その点で
確認をさせていただきたいというふうに思いま
す。

るということあります。遅く参加したところなんかからは、非常に大変だという声が上がつてきているんですけども、この点はいかがでしょうか。

○西藤政府参考人 私どもの方では、消防広域化を進めるためにその準備経費といつもののがかかるだらうということで、消防広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費でありますとか、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成、あるいは住民の意向調査などの経費については、特別交付税措置を講ずるというふうにいたしております。

○梅村委員 ですから、それが、前は五百萬円出していたのが今は二分の一になつてしまつて、持ち出す部分があるということで悲鳴が上がつてている地域もあるわけで、そこら辺はぜひ、実情も聞いて、やはり自治体の負担にさせないような、そういう対処をとつていただきたいというふうに思います。

○梅村委員 ですから、それが、前は五百萬円出していたのが今は二分の一になつてしまつて、持ち出す部分があるということで悲鳴が上がつている地域もあるわけで、そこら辺はぜひ、実情も聞いて、やはり自治体の負担にさせないような、そういう対処をとつていただきたいというふうに思います。

○梅村委員 ですから、それが、前は五百萬円出していたのが今は二分の一になつてしまつて、持ち出す部分があるということで悲鳴が上がつている地域もあるわけで、そこら辺はぜひ、実情も聞いて、やはり自治体の負担にさせないような、そういう対処をとつていただきたいというふうに思います。

○梅村委員 その草加の消防本部を見ますと、目

の前が交通量が非常に多くて、出たくてもすぐになかなか出られないという交通量とか、あと、狭いですので、着がえもまだ外でやつていますし、訓練もそこでできない。特に仮眠室が、今、個室になつてあるところがあえてきているということですけれども、ここはまだ大部屋で、一段ペンドで寝ているということで、大変耐震化の面でも、そして拠点となるためにも、やはりその抜本的な改善をやっていきたいと、そういうことで頑張つております。

○西藤政府参考人 お答え申し上げます。

私どもの市町村の消防の広域化に関する基本指針の中で、財政措置を講ずるに当たつて、先ほど申し上げました増改築などについては、広域化後十年以内に完了するものと書かせていただいておりますが、これは広域化に当たつて整備するといふ考え方で、ある程度やはり一定の年限の中でやつていただく必要があるだらうと思います。

○梅村委員 そういう意味では、長期という考え方で十年ぐらゐの間にしていただきたいということになりますが、これは広域化に当たつて整備するといふ考え方で、ある程度やつておられる方へお聞かせをしていなければいけないといふことがあります。

○西藤政府参考人 消防の広域化に対する財政支援でございますが、広域消防運営計画などに基づきまして必要となる消防署所等の増改築でありますとか、あるいは再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築については、緊急防災・減災事業債という地方財政措置を講じております。これは充当率が一〇〇%で、その元利償還金が七割基準財政需要額に算入されるという有利な起債制度でございますので、こういったものを活用していただきたいというふうに考えております。

○西藤政府参考人 消防の広域化に対する財政支援でございますが、広域消防運営計画などに基づきまして必要となる消防署所等の増改築でありますとか、あるいは再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築については、緊急防災・減災事業債という地方財政措置を講じております。これは充当率が一〇〇%で、その元利償還金が七割基準財政需要額に算入されるという有利な起債制度でございますので、こういったものを活用していただきたいというふうに考えております。

○梅村委員 それで、ここで訴えたいと思いますのは、広域

化についてはこのようないかがであります。なかなか残っているわけですね。まだまだそれの改善も図らなければなりませんけれども、やはり全国の市町村自身の財政の拡充、それ自身もぜひお願いしたいなど思います。

先ほどの御答弁の中で、消防本部ごとに今回拡大されたのかを出したという御答弁が大臣からありましたけれども、それを見ると、特に地方に行きますと人員の確保が三〇%とか四〇%とか、そういう地域がかなりまだ残っているわけですよ。そこで、合併かどうかというお話をあります。それでも、合併かどうかといふ話もあるのかかもしれませんけれども、実際、この間に進めようとして進められてきていない、それが地域の実情も大変なので、もう少しこの十年といふことを延ばしてもらえないかというような要望もありますけれども、この点はいかがでしようか。

○西藤政府参考人 お答え申し上げます。

私どもの市町村の消防の広域化に関する基本指針の中で、財政措置を講ずるに当たつて、先ほど申し上げました増改築などについては、広域化後十年以内に完了するものと書かせていただいておりますが、これは広域化に当たつて整備するといふ考え方で、ある程度やつておられる方へお聞かせをしていなければいけないといふことがあります。

○梅村委員 最後にあります。時間がありませんので、最後、確認させていただきたいと思うんですけれども、消防署内でかなりパワーハラの問題がこの間大きな社会問題にもなつてきております。

二〇一二年に東京消防庁消防学校の講師らによる研修生への暴行と隠蔽行為、さらに翌年にも、東京消防庁で後輩職員に対し賞味期限切れの温泉卵を無理やり口に押し込んだり、首を絞めるプロレスわざをかけるなどしたとされている。ことしに入つても、千葉県の鎌ヶ谷市中央消防署で二十一代、三十代の若手職員に対する暴力行為が明らかとなつています。

○西藤政府参考人 以前、通達なんかも出されていましたが、この事態が繰り返されていいます。住民の命を守る仕事をしていらっしゃる方々の中でこういうパワーハラ行為が行われていて、どうして守れるのかということでもあると思います。この点での御答弁をお願いしたいと思います。

○高市国務大臣 パワー・ハラスメントは、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景とし

た暴力行為や、相手の尊厳や人格を侵害する断じて許されない行為で、決してあってはならないと思っております。

消防庁の取り組みですが、消防本部におけるパワーハラスメント事案を覚知した際に、事案の内容、再発防止対策、当事者に対する懲戒処分等の状況について確認をするということとともに、当該本部に対して再発防止対策の徹底を指導しています。

そして、消防大学校におきましても、平成二十六年度から新任教官教育などの中で事例研究も交えたハラスメント教育を実施しております。また、各都道府県などの消防学校においても、平成二十六年度末に、教育訓練の基準に関する指標を改正して、幹部教育におけるハラスメント教育を明示しました。

先ほど委員御指摘の暴力事案でございますが、本年一月十七日に、消防本部に対しまして、パワーハラスメント防止の取り組みの強化、それから消防職員の厳正な服務規律の確保の徹底について、通知により要請をいたしました。

○梅村委員 消防職員委員会の機能強化や、やはりハラスメントの根絶へは、労働基本権の回復が私は必要ではないかというふうに思います。最後にそのことを強く訴えて、終わりたいと思います。

○遠山委員長 次に、足立康史君。

○足立委員長 次に、足立康史君でござります。

時間も十五分と限られていますので、早速質問に入ります。

質問に入る前に、一つ忘れていましたが、きょう、原田先生から消防の話、これは大変重要な話だと思います。一方で、宗清委員が何か大阪の事例を取り上げて、大阪で首長が再議をかける、そのときの特別多数議決の規定がこれがよくない、過半数にしろというような提案をされました。私が

大体、大阪の政治闘争に負け、その結果、国会に来て、それで負けたから二分の一にしろと。一体、大阪の自民党は、地方自治法の当該規定について、再議に関する特別多数議決の規定を過半数にするということだが、首長と議会の均衡を今保つてはいる、まさにきょう自治行政局長から一蹴されていましたが、均衡を保ってきたこの法律を、一大阪の政争に負けたからといって、その規定を二分の一に直せなんということを国会で発言する、大変な不見識だと思います。

たまたま、ちょっと今いらっしゃらないので、原田先生はいらっしゃいますが、私、こういうことを申し上げると、よく毒舌とか、いろいろ批判もされますが、大体、国会が政府に、高市大臣にしか質問できないというのが間違っているわけです。

私がそうやって、宗清委員、おかしいじやないか、そんなことを国会で言うなよ、こう言うと、反論権がない、こう言うので、反論権がないのは委員会の運営の問題ですから、ぜひ、委員長、自公の皆さんと、あるいはよくいろいろ反論させてくれと言つて、民進党の方々と、民進党と共産党は大体いつも同じ行動をされていますけれども、それと我々おさか維新の会の三極で、しっかりと、高市大臣は傍聴者として見ていただいてるといふで、反論権があるといふのが間違つてます。

委員長、そういう機会を設けていただけませんか。

○遠山委員長 ただいまの足立康史君の申し出につきましては、後刻理事会で協議をいたします。

○足立委員 それから、宗清委員、戻られましたので、また聞いておいたいたいと思いますが、再議の特別多数の話は、私が不見識だと申し上げるまでもなく、自治行政局長が一蹴されてしまいましたから、非常に恥ずかしい内容だったと私は思いますよ。

加えて、招集権の問題について、首長と議長が結託をしたと。ひどい表現ですよね。結託しているのは大阪の自民党と共産党なのに。その辺、ぜん宗清さんの質問も、私は反論できませんですよ。私が今こう言つているのも、宗清さんは不規則発言でしか言えないんです。これは議事録に残りません。

だから、ぜひ宗清さん、委員会で宗清さんと私の討論をやりましょうよ。まあ、二人ではできません。自公とおさかと民主・共産の三者でこの議論をやりましょうよ。

先ほど委員長が、これは理事会でやつていただきたいことですが、私はオブザーバーで余り発言する権限はありませんが、ぜひ、きょう聞いていただいている委員の皆様におかれましては、御高配をいただきますようよろしくお願ひします。

○新井政府参考人 お答え申し上げます。

政府関係機関移転基本方針におきまして、文化庁の移転につきましては、所管大臣であります馳文科科学大臣と地方創生担当の石破大臣が連携をとりつつ検討を進めまして、三月二十二日に、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官、石破大臣を副本部長として全ての閣僚から構成されます、まち・ひと・しごと創生本部において決定されたものでござります。

○足立委員 高市大臣、こういう話をこの総務委員会でやらせていただきことをちょっと御容赦いただきたいたいんですが、後ほどその理由は申し上げてください。

○新井政府参考人 お答え申し上げます。

具体的に連携、調整したのは、先ほど申し上げたとおり、石破大臣と馳文科大臣でございますが、最終的には、全閣僚から構成されます、まち・ひと・しごと創生本部で決定したということございます。

○足立委員 ふわっとしているな。

新井次長、文化庁の移転を決めるに当たっては、やはり中央省庁の移転とともに、国交省に聞くと、我々は三権を同時に動かすときだけ大臣があつて、私は、総務大臣も関係があるんじやないかと言つたら、今総務大臣は、いや、私はないんだ、これは馳大臣なんだ、こう言つてはいる。ところが、文科省は違うと言つてはいるので、これはまだ時間を持つて、改めて、興味深いところなのでやりたいと思います。

実は、こういう中央省庁の移転とともに、国交省に聞いて、我々は三権を同時に動かすときだけ担当しているんだとかいろいろな話があつて、委員長、いわゆる地方自治体のあり方、あるいは地方のあり方に深くかかわる問題については、いろいろ議論はあると思いますが、私はたまたま今総務委員で、御関心の方もいらっしゃると思うので、この点についても、この点どいうのは何かというのにはちょっと難しいところですが、そういう首都

沿つて検討した結果が文化庁の移転だ、こういうことだと思いますが、私の理解は、この四つの視点を定めるところまでは、こういう視点でいこうじゃないか、これは石破大臣の企画立案の機能が非常に前面に行われたものだと思います。

それに対して、石破大臣を中心とする本部が、この四つの視点に基づいてみんなで議論をして、消費者庁は継続的に、あるいは文化庁は移転しよう、これをまとめられました。まとめる過程で、石破大臣ができるることは企画立案と調整だけですから、それを決める過程で石破大臣は関係大臣と調整したはずです。

○足立委員 これはまた、きょうはもう一つやりたいことがありますのでこのぐらいにしておきますが、今明らかになつたことは、文化庁の移転について、石破大臣はきょうは配つていません、四つの視点について検討してくれということで、行政各部を所掌している関係大臣に検討してくれといて振つたわけですね。石破大臣は企画立案及び調整しかやりませんから、実際に検討できる大臣なんですね。

私は、文科大臣だけではこれは検討できないよな、判断し切れないよなど。文化庁のあり方については、文化庁の機能の維持向上については文科大臣だけれども、それ以外についてはそれぞれ大臣があつて、私は、総務大臣も関係があるんじやないかと言つたら、今総務大臣は、いや、私はないんだ、これは馳大臣なんだ、こう言つてはいる。ところが、文科省は違うと言つてはいるので、これはまだ時間を持つて、改めて、興味深いところなのでやりたいと思います。

実は、こういう中央省庁の移転とともに、国交省に聞くと、我々は三権を同時に動かすときだけ担当しているんだとかいろいろな話があつて、委員長、いわゆる地方自治体のあり方、あるいは地方のあり方に深くかかわる問題については、いろいろ議論はあると思いますが、私はたまたま今総務委員で、御関心の方もいらっしゃると思うので、この点についても、この点どいうのは何かというのにはちょっと難しいところですが、そういう首都

のあり方、副首都のあり方みたいなものについても、大阪の先生方もいらっしゃるので、この総務委員会でまた、三陣営間討論というのをぜひお願ひしたいと思いますが、どうでしよう。

○遠山委員長

先ほどと同じ申し出の趣旨だと思いますので、後刻理事会で協議をさせていただきます。

○足立委員

ありがとうございます。

最後、残る時間三分ぐらいしかありませんが、きのうの朝日だったかに、使用済み燃料税の話が出ていました。大変私は興味深いと思います。

私は、何がこれは問題かというと、本来、原発の立地県と電力の消費地、例えば高浜原発でいうと福井県と大阪府、消費地と原発立地県の受益と負担の関係というのは、今、原子力政策については経産大臣が税も含めてさばいています。だから、経産大臣が、立地県と消費地、福井県と大阪府の調整をしているんです。

ところが、原発関係の法定外税については、総務省は不同意要件を課しているだけで、ほとんどノーブルで決まっています。各自治体が、特に立地県が、経産大臣に照会することもなく、不同意要件をスルーする形でさまざまな法定外税がつくられている問題は、これは著しく、原子力政策に係る受益と負担、その均衡を守る判断がどこにも入っていないと思うんですが、総務大臣、どうですか。総務大臣でよかつたかな。局長でもいいですよ。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

委員の御指摘は、核燃料税等について、それが電力料金にも影響していることとの関係で、受益者負担の関係でどうなのかということだと思います。

私も、法定外税は、課税自主権に基づいて、各地方団体において、地域の実情に応じて、財政需要等を勘案して、納税者の理解も得つつ、条例を定めることで導入されるものだというわけでありまして、課税自主権は非常に重要なものだとうふうに考えております。

ただ、特定の納税の義務者、非常に税収の割合が高い納税義務者につきましては、条例の制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度も設けられておりまし、実際には、核燃料税等を導入した地方団体は、発電事業者の理解を得るためにかなり意見交換もされているというふうに聞いております。

その上で、発電事業に伴う負担が原発立地自治体に居住しない電力消費者に転嫁される、この話をどう捉えるかでございますけれども、電力消費者は発電事業に伴う電力供給により便益を受けておりますし、その便益に伴う負担が過大にならないようなどいふ点も含めて、発電事業者から意見を聴取しているものというふうにも考えております。

この法定外税の創設、更新に当たっては、総務大臣の同意を要することとしておりまして、国の経済施策に照らし適当でないといったような場合には不同意になることが法定化されているということでございます。

○足立委員 もう時間が来ましたので終わります
が、電力会社の意見を議会が聞くだけではだめで、私は、本来、経産省が、今私が申し上げたような観点でしっかりとチェックすべきだということを申し上げて、また引き続き御質問を申し上げることとして、質問を終わりたいと思います。

○吉川委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。
本日は、まずマイナンバーについて何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

当委員会、一月十三日の総務委員会で指摘をさせたいただきましたが、視覚障害の方々へのマ

ンバーチェックもさせていただきました。

ちょうど四月一日から障害者差別解消法が施行されまして、その中で、まさに合理的配慮という義務でありますし、その後どのように対応されたのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

〔委員長退席、坂本(哲)委員長代理着席〕

○高市国務大臣 一月十三日に吉川委員から御指摘を受けました。それを受けまして、一月十五日に、通知カードやマイナンバーカードに関する視覚障害者への対応としまして、個人番号の代読、各種申請等における代筆、点字シールの配付に関する要請があつた場合には適切に対応するよう、各市区町村に対して通知を発出し、周知を行いました。

これからも、市区町村やJ-LEISと連携しながら、視覚障害者の方々を含めて、住民の皆様に対しきめ細やかに対応しながら、マイナンバー制度の円滑な運用ができるように取り組んでまいります。

またお気づきの点があつたら、御教授ください。

○吉川(元)委員 その後いろいろお聞きしたところでは、私の地元でも、点字を職員が手で、今なかなか点字のテプラというのはないそうとして、点字の投票用のものを使って数字を打ち込んだり、あるいは、別の自治体では、番号を音声にして、その音声の入ったCDを配っているというような話を聞いております。

こうした事案も含めまして、引き続き、各自治体に、こういうやり方があるよ、こういう事例があるよということはぜひ周知をしていただければというふうに思います。また、当事者の要望、きめ細やかにということありますので、ぜひしっかりと聞いていただきたい、これからの対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、これはもう既に少し議論されておりますけれども、マイナンバーのシステムのふぐあいに

障害が相次いで、マイナンバーカードの交付が大変おくれていると聞き及んでおります。先ほどの

質問の中では、申請数九百五十万に対して、発行されているカードが二百二十万程度というふうにお答えをいただきました。

そこで、それに関連してちょっと何点かお聞き

したいんですけども、今後、申請数というものは大体どのくらいになると見込んでおられるのか、また、申請してからカードを受け取るまでの期間というものをどの程度に想定されているのかをまず確認させてください。

○稻山政府参考人 申請数の見込みでございま

す。

現状、先ほど御答弁させていただきましたけれども、マイナンバーカードの申請につきましては、四月の三日時点では、J-LEISに対しまして九百六十万枚の申請がなされておりまして、約九百十四万枚がJ-LEISから各市町村に発送済みという状況でございます。申請された方に交付済みとなっておりますのは、同じく四月三日時点、最新でございますが、一百三十五万枚という状況でございます。

一月からカードの交付がスタートいたしましたて、二月平均では、土日を除けば約三万、一日当たり三万四千枚弱ぐらいの状況だったと思いますが、現状、一日当たり約六万枚の交付といったようなことで、ふえてはきております。

ただ、さまざま実情がある中で、交付がおくれておるという実情はございます。各団体におきましては、来庁する方に御不便をかけないようについてことで、予約制をとつたり、いろいろな工夫をされているということをございますので、全体でどれぐらいになるかというのは、現時点では少し、一概に、この程度になるという見込みまであります。

はちよと立ちがたい状況でございます。

いずれにいたしましても、速やかな交付ができるよう、さまざまな工夫をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○吉川(元)委員 今答えたのは期間の話です

○カードの申請がどのぐらい出てくるのか。今と
ころ、最新で九百六十万ということあります
けれども、これから、今年度含めて、大体どのぐ
らいの申請数が出てくると想定をされているの
か、その点についてはいかがですか。

○稻山政府参考人 なかなか、どのぐらい出るか
というのは申し上げにくいところが、実情がござ
いますけれども、万全を期すという意味で、二十一
七年度予算及び補正予算、それから当初予算を組
みまして、三千万枚の発行について、遗漏なき
よう、円滑に進めるような予算措置をいたしてい
るところでございます。

現実の申請というのは、それぞれの方の状況が
ござりますので、少し見通しがたいところはある
うかと思いますが、そういうふた目標を立ててやつ
ておるところでございます。

〔坂本(哲)委員長代理退席、委員長着席〕

○吉川(三)委員 そうしますと、今のところ、一
日の処理件数が大体三万から六万にふえたと言い
ますけれども、三千万枚、そのうち二百数十万は
もう配付をしたということですけれども、これを
予算どおり執行した場合には、単純に言うと四百
日から五百日ぐらい、土日を除いてかかるといふ
ことになるんですけれども、そういう認識でよろ
しいんでしょうか。

○稻山政府参考人 発行できる枚数、予算上の措
置というのは、円滑な交付、遗漏なきようなどい
うことでの、ただいま申し上げましたように三千万
枚ということです。

申請状況は、十月からスタートいたしまして、
昨年内はかなり一日当たり多い時期もございました
。現状でいきますと二万枚を超えるという程度
でございまして、若干、申請状況については落ち
つきを見せておるところでございます。

交付自体につきましては先ほど申し上げたよう
なところでございまして、できる限りの工夫をし
ながら速やかな交付を目指してまいりたいという
ふうに思っております。

よね。それはそれで結構なんですかけれども、今後カードの申請がどのぐらい出てくるのか。今のところ、最新で九百六十万ということがありますけれども、これから、今年度含めて、大体どのくらいの申請数が出てくると想定をされているのか、その点についてはいかがですか。

○稻山政府参考人 なかなか、どのぐらい出るかというのは申し上げにくいところが、実情がござりますけれども、万全を期すという意味で、二十七年度予算及び補正予算、それから当初予算を組みまして、三千万枚の発行についての、遺漏なきよう、円滑に進めるような予算措置をいたしていふところでございます。

現実の申請というのは、それぞれの方の状況がございますので、少し見通しがたいところはありますかと思いますが、そういうた目標を立ててやつておるところでございます。

○吉川(元)委員 速やかな交付ということになるわけですけれども、三千万枚の予算を確保している。仮に、来ますと、これは二年かかつてようやく配り終えるという、単純な計算ですけれども、その後にもまた申請があれば、その分どんどんどんどんおくれていくことで、今回のシステムのトラブルの原因とということについても先ほどお話をされました。

若干お聞きしたいんですけども、これはたしかにITの大手五社が七十億円で入札をして、それ担当ごとにやる、その部分部分でやられてる。新聞を読みますと、これはどなたが言われたのかわかりませんけれども、総務省の幹部の言葉として、五社それぞれが担当分野をそれぞれやり方でつくついて、原因発明が非常に時間がかかるついている、こういう人ごとのような発言、これは本当かどうかはわかりませんが、というのも

チエツクとかいったことを鋭意やつ
おると承知をいたしております。
その調査におきまして、中継サー
クは、中継サーバー内の暗号処理装
係する部分にあるといふところまで
ておるところでございますが、引き
携し、J-ELTISにおきまして徹底
施されるものと承知いたしております
な原因究明と再発防止について取り
きたいといふうに考えております
○吉川(元)委員 速やかな原因の究
うのは必要なんですけれども、こう
いうのは事前に把握できなかつた
十分なテストをすれば、これは案外
ことじやなかつたのかといふます
うしても、うがつた見方といいます
視覚障害者の点字の問題についても

ていただけで バーケンの原 置の動作に關 現状考えられ 手続き、よく運 した調査を実 して、速やか 組んでいただ 簡単なと対応とい いうトラブル のか。事前に 簡単にわかる 思います。ど か、先ほどの そうですけれ	ステムを接続した総合テストを これからまた、本番環境における 半、それから、一部の市町村に 環境で事前に先行適用テストと で実施をされたといったように ります。そんな中で障害が起き は極めて残念なことは存じま それから、一時中断してでも ではないかというお尋ねでござ 申し上げましたような、中継サ 理装置の動作に関する部分に、 中では原因があろうかと考えて いますが、その後、そういつた て、中継サーバーにつきまして して、金曜日のサービス終了後 おります。その後は、J-LET まして、重大な障害は生じてい ません。
---	--

あつたというふうに聞いております。この大手五社というのは、いずれも日本を代表するようなビッグカンパニーでありますし、原因究明が進まないというのにはわかつて信じがたいですけれども、原因究明に向けて、この五社の連携というのはどういうふうに今総務省として考えておられるのか。また、先ほど言いました通り、それぞれの担当分野でやつていて、ほかのところはわかりませんと、こういう考え方というのは原因究明にとっては非常にマイナスだと思いますんですけれども、このあたり、総務省としてどのような認識をお持ちでしょうか。

○稻山政府参考人 お答えいたします。

システム障害、一月中旬以降、七回にわたりまして生じたところでござります。原因究明、再発防止につきましては、J—LISのSに対しまして、私どもからも累次の要請を行つてまいりました。

これらの要請を踏まえまして、J—LISの中では、これはそれぞれの持ち分といいますか分野はあるうかと思ひますけれども、全体としてのベンダーがまとまりまして、システムのログの中

ども、非常に準備が不十分なまま入っていつてしまつたのではないかを感じざるを得ません。

今回のトラブル、事前にテストのかにならなかつたのか。なおかつ、ということでありますけれども、今しながらトラブルが起こるとそのような対応、サーバーをかえてみたりチを当ててみたりなどいろいろさと想いますけれども、一旦これをとにやり直した方が結果的には早いのいうふうにも感じますけれども、そのように認識されています。

○福山市政府参考人 まず、カード管事前のテスト等でござりますけれどJ—L—I—Sにおきまして、確かに日本中だつたと思ひますけれども、実施中だつたと思ひますけれども、実施します。

内容といたしましては、開発環境のシステムを接続いたしまして、結うこととで、二十六年の十一月からうております。さらに、本番環境にお

中でなぜ明べる
原因究明する
日程ありきで
というふうに
たびにいろいろ
だとか、バツ
れているんだ
めて、根本的
ではないかと
のあたりはど
理システムの
ども、これは
程はタイトな
ける個々のシ
における個々
合テストとい
カ月ほどやつ
をされており

うに承知をいたしております。
この原因究明のためには、障害発生時のログを分析して具体的なシステムの動きをチェックしていくといったようなことが必要でございます。これはシステムをとめることをしなくとも解析は可能でございます。早期のカード取得を求める住民の方もいらっしゃる中で、現時点ではできる限りの対応をしているところでございます。

○吉川(元)委員 私は、別に特別な使い方をしてトラブルが発生したのではない、普通の使い方をしてトラブルが発生したということは、やはり事前のテストが不十分だったと言わざるを得ないのではないかというふうに思います。

担当するのは自治体ですけれども、カードがなかなか出てこない、出せないとということになると、これはやはり機構がきちんと申請者に対して説明すべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○福山政府参考人 機構の方では、ホームページにおきまして、カードの発行のめど、要するに郵送するまでのものについては、ホームページに掲示してお知らせをいたしておりますところでございます。また、カード管理システムに発生したふた

システムを接続した総合テストをその後三ヶ月、それからまた、本番環境における運用テストを一月半、それから、一部の市町村におきまして、本番環境で事前に先行適用テストというものを六団体で実施をされたといったように承知をいたしております。そんな中で障害が起きておるということは極めて残念なこととは存じます。

それから、一時中断してでも原因究明をすべきではないかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたような、中継サーバー内の暗号処理装置の動作に関する部分に、当面の調査結果の中では原因があろうかと考へておるところでございますが、その後、そういった調査を踏まえまして、中継サーバーにつきまして、二度にわたりまして、金曜日のサービス終了後に改修をいたしております。その後は、J-LEIISシステムにおきまして、重大な障害は生じていないものというふ

いにつきましては、三度にわたりまして記者発表を行いまして、J-LISのホームページにその資料を掲載し、周知したものと承知をいたしております。

ただ、仰せのとおり、市区町村や国民の皆様に対しても、ふぐあいが生じたことについての十分な周知をJ-LISにおいても行うという必要があると思つておりますので、実施をしていただきたいというふうに思つております。

○遠山委員長 吉川元君、時間が来ましたので、これで終わります。

○吉川(元)委員 時間が来ましたので、これで終ります。

○遠山委員長 次に、内閣提出、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。

○高市国務大臣 国立研究開発法人情報通信研究機関法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案についての概要を御説明申し上げます。

高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機関の業務の範囲に、その研究に係る成果の普及として行うサービスセキュリティに関する演習その他の訓練の業務及びインターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発または

その有効性の実証のための設備を他人の利用に供する事業に対する助成金の交付の業務を追加するなどの措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止する必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国立研究開発法人情報通信研究機関の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務を追加することとしております。また、総務大臣が機関の当該業務に関する中長期目標の策定、変更などをしようとする際にサイバーセキュリティ戦略本部の意見を聞かなければならぬこととしております。

第二に、機関は、平成二十四年三月三十一日までの間、インターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発もしくはその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する新技術開発施設供用事業または情報を大量に記録し高速度で送受信することが可能な電気通信設備をその設置を誘導すべき地域に設置して他人の利用に供する地域特定電気通信設備供用事業を実施しようとする者に対し、当該事業に必要な資金に対する債務保証及び助成金の交付の業務を行うこととしております。

第三に、電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止することとしております。

以上のはか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、平成二十九年五月三十日までの間に政令で定めます。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○遠山委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

た。
次回は、来る七日本曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会

しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聽かなければならぬ。

2 総務大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画（第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略

本部の意見を聽かなければならない。

附則第九条第二項中「当分の間、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条」を「平成二十四年三月三十一日までの間、通信・放送開発法附則第五条第一項」に改め、同条第三項中「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号」を「通信・放送開発法附則第五条第一項第一号」に改め、「並びに第二十二条第一項第一号及び第六号」を削り、「（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）と、第十七条第一項」を「」と、第十七条第一項に、「（電気通信基盤法第六条第一号）を「同じ。」及び附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号）を「同じ。」及び附則第九条第一項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号）に、「業務及び附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号）を「業務及び附則第九条第一項第一号」を「業務及び附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号）に改め、「附則第九条第一項」の下に「と、第二十二条第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）」を加える。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部（中長期目標等に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取）

第一項の規定により中長期目標（第十四条第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更

第一項 第二号

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の一部を次のよう

前電気通信基盤法第七条の規定により交付を受けた補助金を高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならない。

⁵ 高度電気通信施設整備促進基金は、利子助成継続業務に必要な経費に充てる場合に限り、使用することができる。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第三十四号及び第三百四十八条规定第二項第三十九号中「第七号」を「第八号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法（昭和四十一年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中、「第七号まで（業務の範囲）の業務」を「第八号まで（業務の範囲）の業務及び」に改め、「及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号（機構による施設整備事業の推進）の業務」を削る。

理由

高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務及びインターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する事業等に対する助成金の交付等の業務を追加す

る等の措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。